

令和2年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月26日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明・ 質疑・討論・採決
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	予算考査	議 員 控 室	
	2月27日(木)	午 前 1 0 時	予算考査	議 員 控 室
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			議員予算審査資料要求締切
2月28日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	午 後 3 時	議会運営委員会	第一委員会室	会期内日程の変更
2月29日(土)				
3月1日(日)				
3月2日(月)				
3月3日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
3月4日(水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
3月5日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月6日(金)				
3月7日(土)				
3月8日(日)				
3月9日(月)		本会議（中止）		
3月10日(火)		本会議（中止）		予算審査資料配付
3月11日(水)		本会議（中止）		
3月12日(木)	午 前 1 0 時	予算考査	議 員 控 室	
3月13日(金)	午前9時15分	議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	太宰府市議会災害対応調査特別委員会	全員協議会室	
3月14日(土)				
3月15日(日)				
3月16日(月)				
3月17日(火)				
3月18日(水)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
3月19日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

## 令和2年第1回（3月）定例会目次

### ◎ 第1日（2月26日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	26

### ◎ 第2日（2月28日再開）

1. 議事日程	27
2. 出席議員	27
3. 欠席議員	28
4. 出席説明員	28
5. 出席事務局職員	28
再 開	29
散 会	40

### ◎ 第3日（3月19日再開）

1. 議事日程	41
2. 出席議員	42
3. 欠席議員	42
4. 出席説明員	42
5. 出席事務局職員	42
再 開	43
閉 会	75

### ◎ 審議結果

1. 審議結果	77
2. 諸般の報告	79

### ◎ 付録

1. 代表質問回答書	81
------------	----

## 1 議事日程（初日）

〔令和2年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和2年2月26日

午前10時開議

於議事室

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 施政方針  |
| 日程第5  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                        |
| 日程第6  | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                        |
| 日程第7  | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて             |
| 日程第8  | 議案第2号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                     |
| 日程第9  | 議案第3号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                   |
| 日程第10 | 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））     |
| 日程第11 | 議案第5号 財産の取得（史跡地）について                                  |
| 日程第12 | 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第13 | 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第14 | 議案第8号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第15 | 議案第9号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について               |
| 日程第16 | 議案第10号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第18 | 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第19 | 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第20 | 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について                         |
| 日程第21 | 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第22 | 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について                     |
| 日程第23 | 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について               |
| 日程第24 | 議案第18号 令和2年度太宰府市一般会計予算について                            |
| 日程第25 | 議案第19号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について                    |

- 日程第26 議案第20号 令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第27 議案第21号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について  
 日程第28 議案第22号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
 日程第29 議案第23号 令和2年度太宰府市水道事業会計予算について  
 日程第30 議案第24号 令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について

**2 出席議員は次のとおりである（18名）**

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員  | 2番 宮原 伸一 議員  |
| 3番 船越 隆之 議員   | 4番 徳永 洋介 議員  |
| 5番 笠利 毅 議員    | 6番 堺 剛 議員    |
| 7番 入江 寿 議員    | 8番 木村 彰人 議員  |
| 9番 小畠 真由美 議員  | 10番 上 疆 議員   |
| 11番 原田 久美子 議員 | 12番 神武 綾 議員  |
| 13番 長谷川 公成 議員 | 14番 藤井 雅之 議員 |
| 15番 門田 直樹 議員  | 16番 橋本 健 議員  |
| 17番 村山 弘行 議員  | 18番 陶山 良尚 議員 |

**3 欠席議員は次のとおりである**

なし

**4 会議録署名議員**

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 3番 船越 隆之 議員 | 4番 徳永 洋介 議員 |
|-------------|-------------|

**5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）**

- |                                    |                              |
|------------------------------------|------------------------------|
| 市長 楠田 大蔵                           | 副市長 清水 圭輔                    |
| 教育長 樋田 京子                          | 総務部長 石田 宏二                   |
| 総務部理事 山浦 剛志                        | 総務部理事 五味 俊太郎                 |
| 市民生活部長 濱本 泰裕                       | 都市整備部長 井浦 真須己                |
| 観光経済部長 藤田 彰                        | 健康福祉部長 友田 浩                  |
| 教育部長 江口 尋信                         | 総務課長併<br>選挙管理委員会書記長<br>川谷 豊  |
| 経営企画課長 高原 清                        | 人権政策課長兼<br>人権センター所長<br>行武 佐江 |
| 福祉課長 田中 縁                          | 社会教育課長 木村 幸代志                |
| 都市計画課長 竹崎 雄一郎                      | 上下水道課長 佐藤 政吾                 |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化複合施設太宰府館長<br>友添 浩一 | 監査委員事務局長 福嶋 浩                |

**6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）**

- |              |            |
|--------------|------------|
| 議会事務局長 阿部 宏亮 | 議事課長 吉開 恭一 |
| 書記 斉藤 正弘     | 書記 高原 真理子  |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、舩越隆之議員

4番、徳永洋介議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（陶山良尚議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（陶山良尚議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 本日ここに、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、令和2年度の市政の根幹となります予算案を初め主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会と捉えております。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信を披瀝し、議員各位や市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

まず、冒頭申し上げます。新型コロナウイルス対策につきましては、近隣自治体に先駆けて、1月末の時点でいち早く対策本部を立ち上げ、適時適切に会議を重ね、情報収集や注意喚起などに努めてまいりました。

苦渋の決断でありましたが、先週福岡県でも初めて感染者が確認されたことから、即座に中西進先生をお招きするイベントを始め諸行事を中止もしくは延期とし、職員を挙げてその対応にも努めてまいりました。引き続きこうした対応を重ねながら、可能な限り本市における感染者発生を食い止めるとともに、仮に判明したとしても速やかに対応し、重症化や拡大を防ぐことができるようシミュレーションを重ねてまいります。

また、国際観光都市でもあります本市では、観光客の減少などによる悪影響も少なからず及びつつあります。風評などによる混乱を避けるとともに、国、県と緊密な連携を図りながら経済対策などにも努めてまいります。

議員各位、市民の皆様のご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、私が市長に就任して2年が経過しました。おかげさまで就任1年目の平成30年度決算から、市政の安定化や子育て支援、起業支援などの成果もあり、市税が約6,700万円、ふるさと納税も3,000万円余りの増加を記録しました。

また、国や県からの補助金活用に努める一方、新たな借入金を極力抑えるとともに、既存の借入れ約7億5,000万円の前倒し返済を断行することなどで、経常収支比率は91.3%と前年度に比べ0.8ポイントの改善を早速実現しました。

就任2年目となります昨年を改めて思い返しますと、御代がわりを迎える節目の1年を「新生太宰府元年！」と位置づけ、かつての混乱を乗り越え、新たな飛躍につなげる意欲的な市政運営に努めると宣言いたしました。

そうしたところ、新年早々より西鉄太宰府駅のリニューアル、タモリ×鶴瓶のNHK新春特番放映、筑陽学園高校野球部の甲子園出場など慶事が続き、4月には新元号「令和」との大変光栄なご縁をいただきました。

その間、市といたしましても、民間プール等を活用した小学校水泳授業、甲子園応援クラウ

ドファンディング、市内大学との連携による不登校児童・生徒への支援など意欲的な試みを矢継ぎ早に続けてまいりました。

1,300年の時空を超えて太宰府の歴史に思いをいたす「時の旅人プロジェクト」を企画し、市民参加による人文字、クリアファイル販売、記念モニュメントクラウドファンディングを実施し、慶びを分かち合いました。

そうした成果も認められ、6月には市を代表して首相官邸を訪問し、安倍晋三総理、菅義偉官房長官にも直接に「令和」による本市の経済効果や課題につきまして報告をし、地方の時代の牽引役としての期待をかけていただきました。

7月には、国とのさらなる緊密な連携をもくろんで、本市初めての中央省庁との人事交流を実現し、環境省からキャリア官僚であります五味氏を総務部理事として迎え、本市若手職員を先方職員として送り出しました。

同じころ、総合戦略推進委員会、通称「まちづくりビジョン会議」を開始し、各界の精鋭の方々にご参加いただいております。本市の積年の課題であります歳出入一体改革を核とした総合戦略策定を進めていただいております。

10月初めには待望の宿泊及び飲食施設「HOTEL CULTIA DAZAIFU」が開業いたし、本市の長年の課題であります観光の回遊性向上による税収増加や経済効果上昇が着実に前進しております。

11月には西日本鉄道の都府楼前駅の副駅名が「令和の里」となり、全国的な話題となりました。そうした効果もあり、大宰府政庁跡一帯には現在もおかげさまで多くの皆様にお越しいただいております。

6月に有料駐車場として供用を開始いたしました「大宰府政庁前駐車場」につきましては、既に2,500台を突破いたしました。これは、当初想定を大きく上回り、収入の採算ラインも大きく超えるものとなっております。

また、7月より再有料化に踏み切りました大宰府展示館にも毎月、一昨年を大きく上回る入場者数が訪れ、坂本八幡宮参拝者も含め、大宰府政庁跡一帯でも念願の観光回遊性の向上による大きな経済効果が生み出されております。

また、災害対策にも全力を挙げてまいりました。グッデイや日本郵便、ヤマト運輸などの民間企業と災害協定を結ぶとともに、佐賀県武雄市とも災害時相互応援協定を締結するなど、本市の災害対応力のさらなる強化に努めてまいりました。

力を入れてまいりましたふるさと納税も、新たな太宰府らしさを発信する「THE DAZAIFU」プロジェクトに続き「THE REIWA」プロジェクトもスタートさせ、大商談会や新作発表会などを行ってまいりました。

その成果もあり、話題性のあるクラウドファンディングとともに返礼品のラインナップも充実し、着実に寄附額が増えております。最終的には、昨年度の4倍近く、約2億円増となる2億7,000万円余りを達成できるのではと見込んでおります。

そうした結果として、昨年発表されました2019全国市町村魅力度調査におきまして、1,700を超える自治体の中で、本市が過去最高の41位を記録いたしました。今後も息長い発展につなげるべく努力を重ねてまいります。

さて、新元号にご縁をいただいたことにより、太宰府の地がいにしえより我が国の政治、外交、防衛の要衝であり、国際文化都市であったという誇り得る歴史に注目が集まっております。まさしく「令和発祥の都」として、本年はさらに羽ばたかなければなりません。

残念ながら中止となりましたが、令和最初の初春令月に合わせ、新元号考案者とされる念願の中西進先生をお招きして「令和と太宰府の関係をひもとく講演会」や子ども・学生未来会議、「令和発祥の都太宰府梅花の宴」を企画し、さらなる機運の高まりに努めてまいりました。

5月には東京オリンピック・パラリンピックに向けての聖火リレーを本市でも開催し、市民とともに記念すべきイベントを慶び合います。1,300年の歴史を誇る大宰府政庁跡に現代の夢の聖火が入るのを、今から楽しみにいたしております。

また、10月には全国史跡整備市町村協議会の総会を本市で開催します。福岡県では半世紀ぶりの開催、史跡指定100年を迎える節目の年度にも当たりますので、今後100年の史跡地の維持保存や活用を創造するような大会にしてまいります。

一方で、来年度は第五次総合計画の最終年度に当たり、目標達成に向け最後まで取り組んでいくとともに、現計画の総括に着手し、それに続く今後の本市のあり方の構想を練る年ともなります。

そうした意味から、令和2年度を「総括と構想」の年に位置づけ、これまでの取り組みの成果や課題などを見きわめた上で、「令和発祥の都」として太宰府市をさらに羽ばたかせる新たなビジョンを構想してまいります。

さて、先ほど来述べてまいりましたように、このたび提案いたします令和2年度当初予算案は、令和の慶びや効果を市民の皆様に還元し、令和発祥の都としてさらに羽ばたくための予算、いわば「令和還元予算」と位置づけております。

「新生太宰府元年」にふさわしい取り組みの成果や令和効果もあり、歳入については、市税では1億円を超える、ふるさと納税では約2億円の増収を見込んでおり、当初予算といたしましては過去最高の250億円を超える規模といたしました。

編成においては、市を取り巻くさまざまな課題に対し全庁一丸となって対応すべく、昨年度に引き続き三役・部長・課長合同会議並びに係長・一般職員も対象にした自主研究の場でみずから経営方針・予算編成方針を語りかけ、その共有を図りました。

また、昨年に増して最少の経費で最大の効果を出せるよう、各部単位でボトムアップ事業として新規・改善事業を3つ以上提案する仕組みを設定し、スクラップ・アンド・ビルドを心がけるなどさらなる改善を図ってきたところであります。

なお、本年度予算では小学校プール建て替え・改修費用の節減や高校野球・サッカー全国大



会の奨励費、令和記念モニュメント制作、中西先生イベント運営費などのクラウドファンディングによる代替などで億単位の歳出削減効果を実現いたしました。

来年度も同じく小学校プールの建て替え・改修費用の節減、会計年度任用職員制度変更に伴う人件費増の抑制、各種イベントの見直し、補助金などの精査、成人式記念冊子の官民協働発行などで億単位の歳出削減効果を見込んでおります。

それでは、そうした過程を経て打ち出しました令和2年度における事業及び予算案の重点項目につきまして、順次概要をご説明申し上げます。

まずは、市民の声が届く、市民に声が伝わる市政を実現することで、太宰府の市民力を引き出し、活力ある地域を創生することを目的とする第1のプラン「市民参画の行政、街づくりで地域創生」について述べます。

市長と語る会、ホームページやフェイスブック、広報「だざいふ」などによる情報発信、朝のあいさつ運動、年度末繁忙期における土曜開庁の拡大などを引き続き実行に移すとともに、秘書広報機能のさらなる充実強化を図ってまいります。

また、第2期総合戦略策定にご尽力いただいております「まちづくりビジョン会議」につきましては、総合戦略策定後も引き続き産官学などによる具体的な事業提案などを受け、ダイナミックな事業展開が図れるよう意見交換を行ってまいります。

学問の神様にゆかりのある本市が、そのイメージにふさわしい教育、子育てを実現することで、若年層の自然増、社会増、子どもたちの飛躍を実現する第2のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について述べます。

まずは、「子ども・学生未来会議」であります。残念ながら中止となりましたが、本年度は令和のまちづくりをテーマに、市内小・中学校の代表児童・生徒と中西進先生との対話を企画し、準備を重ねてまいりました。来年度も、さらなる内容の充実を図ってまいります。

次に、「基本教育の充実と先進教育への挑戦」についてであります。

「学力の更なる向上」ですが、ICT環境を計画的・段階的に整備しつつ、高い専門性を持ったICT支援員を各学校へ派遣し、教職員の研修や授業のサポートを行うことにより、児童・生徒の情報活用能力の育成とさらなる学力向上を図ってまいります。

次に、「学校施設の整備」ですが、児童・生徒の教育の場にふさわしい安心・安全な学習環境を提供すると同時に、財政面についても負担の軽減及び平準化を図っていくよう、引き続き努力を重ねてまいります。

次に、「民間プール等を活用した水泳授業事業」であります。本年度から水城小学校、水城西小学校において、地域資源であります民間プール等を活用した水泳授業をスタートいたしました。

結果として、施設のインストラクターが専門的指導を行うことで子どもたちの水泳技術も向上し、指導者が増えることによりこれまで以上に目が行き届き、安全面においても向上が図られております。

あわせて、日常的なプール管理の必要がなくなることで教職員の負担軽減が図られるとともに、建て替えや補修、使用水や薬品などの消耗品並びにろ過器などの施設の維持管理が不要になることで、大幅な経費の節減効果も図られております。

大変好評を博すとともに、福岡市を初め全国的に追随する動きもあり、令和2年度は、本年度の実施校に加え、太宰府小学校の水泳授業についても民間プールなどを活用した水泳授業を実施してまいります。

「STEAM教育の実践」についてであります。引き続き市内民間企業との産官連携により、夏休みなどの長期休暇に小学生を対象にプログラミングや物づくり、科学実験といった学びの場を提供してまいります。

新規事業「放課後子ども教室」についてであります。「小1の壁」と言われる働く保護者の放課後問題の解消や、子どもたちの安心・安全な居場所を提供することを目的として、太宰府西小学校をモデル校として新たにスタートするものであります。

学年を超えた友達や大人たちとの交流を通じ、地域の中で心豊かなたくましい子どもたちを育成するとともに、学童保育との一体型とすることで学童保育所設置事業補助金の増額対象となることから、当該事業の経費削減も図ってまいります。

「大学・短大との連携」については、既に年間四十数事業を実施しているところであります。さらなる充実を図るために、情報を共有しながら共同で実施できる新たな連携事業を検討してまいります。

また、本年度から開始し、全国的に注目を集めました不登校児童・生徒の居場所づくりを行うキャンパス・スマイル事業につきましては、好評につき、大学と連携しながらさらにきめ細かに進めてまいります。

「中学校給食」についてであります。ランチサービスの充実による喫食率の向上を図りつつ、中学校における給食のあり方についてさらなる検討を重ね、任期中までに一定の方向性を出せるよう引き続き努力してまいります。

次に、「出産・子育てのサポート」について申し上げます。

保育所の「待機児童解消」についてであります。新年度からの新たな小規模保育施設開設や既存施設の増改築により引き続き定員増を図るとともに、保育士確保のための新たな2事業をスタートさせます。

1つ目は「保育所等新規採用保育士家賃助成事業」です。私立保育所及び小規模保育施設に勤務している新規採用から3年目までの保育士で、市内の賃貸住宅に本人名義で契約し居住している者に対して、家賃の一部を助成します。

2つ目は「保育補助者雇上強化事業」です。保育士業務を軽減するために、私立保育所及び小規模保育施設で、短時間勤務の保育資格を持たない保育補助者を雇い上げた費用に対し補助を行います。

保育士の処遇改善や業務負担の軽減を行うことにより離職防止を図るとともに、保育補助者

の将来的な資格取得を促すことで、安定した保育士確保につなげ、弾力的な児童の受け入れ数を確保してまいります。

「子育て世代包括支援センター」についてであります。妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対し切れ目なくサポートし、総合的相談支援を提供するため、令和2年度中の開設に向けて、組織体制と施設改修などの準備を進めてまいります。

組織横断的に徹底した行政改革による歳出削減、太宰府の底力を活かした成長戦略による自主財源の増加を同時になし遂げ、本市の活力を増大させていくことを目的とする第3のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について述べます。

まず、「職員の人材育成」であります。国との相互人事交流に続き、県や民間企業との相互人事交流も進め、個々の職員の経験や能力の向上はもちろん、組織自体の活性化にもつなげてまいります。

また、「職員の人材確保」についてであります。人物を重視した採用とするとともに、受験者ニーズを的確につかみ、申込者のさらなる増大を図るため、職員有志による「職員採用プロジェクト・チーム」を新たに設置いたします。

職員採用説明会の開催及び就職イベントへの出展、就職情報サイトを活用した採用情報の発信とエントリー受け付けなどを実施し、志望者の取り込みを広く積極的、効率的に行います。

さらに採用試験においては、世代や性別、学科試験等にとらわれず、多様な視点による選考を実施し、本市の将来を担う優秀な人材をより広く求め、効果的に人材を確保してまいります。

特に就職氷河期世代の採用については、私自身同世代であり、当時30もの民間企業や公務員試験にことごとく失敗し、失意のうちに唯一内定をもらった企業に就職するも、ミスマッチのためほどなく退職したみずからの経験に基づく強い思いがあります。

この世代の対策は既に社会問題化しており、本市の職員構成もこの世代の人数が少なく、若手職員を引っ張るリーダー的役割の職員の不足が課題となっており、5人程度の人員の7月の即戦力採用に向け準備を進めます。

「市政運営経費の見直し」については、歳入増加策としてふるさと納税に注力し、返礼品提供事業者の拡大に努めることで、寄附額の増加並びに本来の目的である市内産業の活性化を図ってきたところであります。

今後につきましても、市内産業の活性化及び市外事業者の市内における拠点設置を図るため、「THE DAZAIFU」プロジェクトや「THE REIWA」に基づく令和発祥の都太宰府らしい新たなふるさと納税返礼品をさらに充実させてまいります。

また、「モノ消費」だけでなく「コト消費」のメニューも充実させることで、さらなる寄附額の増加を目指すとともに、クラウドファンディングを初め、ふるさと納税の用途のプロジェクト化や企業版ふるさと納税の活用による財源確保も図ってまいります。

次に、「計画的な公共施設整備」についてであります。市内公共施設が一斉に更新時期を

迎え、多額の改修・更新費用が見込まれる中、公共施設整備基金の継続的な積み立てを行いつつ、再編のあり方についてさらに検討を重ねてまいります。

特に「いきいき情報センター」の利活用につきましては、民間事業者などのアイデアや意見を幅広く把握するため、速やかに「サウンディング型市場調査」を実施し、公募条件の整理を行うとともに、すぐれた事業提案を促してまいります。

次に、「電気料金の見直し」につきましては、市内16施設の公共施設電気料金について一般競争入札を行い経費削減を図っておりますが、新たに男女共同参画推進センタールミナスについても対象とし、さらなる改善、見直しを図ってまいります。

次に、「介護予防・生きがい活動支援事業」については、地域の実情に応じて運営されるボランティアなどを主体とする任意団体が実施する介護予防・生活支援などの活動が持続的に可能となるよう、予算の範囲内で財政支援を行い、高齢者福祉の推進と向上を図っているところであります。

現行の補助制度では、全て市単費による補助を行っておりましたが、令和2年度からは対象となる団体などについては、介護保険特別会計の地域支援事業へ移行させることにより、事業費の負担を軽減するよう改善を図ってまいります。

次に、「成人式記念冊子官民協働発行」につきましては、本年度から成人式の趣旨に協賛いただける企業・団体等から協賛金を募り、協賛の特典として、成人式記念冊子内に協賛広告を掲載しているところであります。

この取り組みは、全国的にもほとんど前例がなく、事業費の縮減とともに、協賛広告に求人の有無を掲載することにより、新成人の就労の促進、定住化・U J I ターンを促し、関係人口の増加にもつながるものと期待しております。

「中長期滞在型次世代観光など地場産業」については、民間資金を活用して地域経済、地域社会の活性化を図るべく、昨年3月に策定しました「観光推進基本計画」に、令和発祥の都としてのエッセンスを加えた形でのリニューアルを図ります。

民間投資の誘導を行い、地域経済、地域社会の活性化を図るべく、古民家を活用した宿泊施設のさらなる展開、ホテルの誘致など宿泊施設の充実や、コンベンションビジネスの活用を検討し、宿泊者の増加を図ります。

あわせて、早朝や夜の太宰府を楽しめる飲食や、歴史、文化、自然を感じられる体験プログラムの開発などを検討するため、観光協会、商工会初め関係団体などと積極的に連携してまいります。

「地場みやげ産業の振興」については、地域の特性を生かした特産品などの開発や既存商品の磨き上げなどを行うべく、さまざまな知識、能力、ネットワークを持つ産業推進協議会メンバーの調査・審議を進めます。

また、市有地等に既に植生している市の花であります梅の果実を広く収穫、さらには新たに植栽すると同時に、梅の産地としての可能性を研究することで、新たな産業の創出につなげ、

雇用の創出や新たな収入源実現を図ってまいります。

「産業の創生」につきましては、地域経済の担い手として市内事業者の大部分を占める地場産業の活性化はまちづくりの重要な課題であり、商工会等と連携し、中小企業、小規模企業者に対してさらなる支援を行います。

創業者の経営安定と市内事業者のさらなる増加を図るため、市内創業者、創業予定者に対し、その事業資金の一部を「創業者支援補助金」として補助する制度を本年度から創設いたしました。来年度は、市内創業の機運をさらに高めるため、補助金の増額を図ってまいります。

また、さらなる経営の向上を図ることを目的として経営革新計画を策定し、新たな事業活動に取り組む事業者に対して、その要する費用の一部を助成する「がんばる中小企業応援事業補助」制度を新たに創設いたします。

このように、創業支援、新たな商品・サービスの開発に取り組む中小企業者等地場産業者の育成支援を行うことにより、雇用創出、付加価値の創生及び市内消費額増加へつなげ、税収増を図ってまいります。

また、中小企業者の自主的経済活動の促進及び経営の安定を図ることを目的に、指定銀行に預託を行い、市内に居住または主たる事業所を有する中小企業者に対して事業資金を低利率で融資する「中小企業事業資金融資制度」を設けております。

来年度は、さらなる融資の円滑化と貸付額の増加に向け、預託額を倍増いたします。これにより、円滑な融資を行い、事業者の経営安定及び事業拡大や経営革新を促進することで、地域経済の活性化と税収増へつなげてまいります。

その他、「計画的なまちづくりの推進」については、太宰府ならではのまちづくりを推進するために、エリアごとの人口の動態や発展の動向、当該区域の地形、自然条件並びに交通条件などを考慮した戦略的まちづくりを目指してまいります。

土地・空間の利活用を検討し、当該エリアの活性化を図るためにも、基礎資料の収集や分析を行い、用途地域や高度地区などの変更の判断材料とすることで、今後、県との協議、地域への説明などに活用してまいります。

次に、時空を超えて太宰府の地を捉え直し、令和発祥の都にふさわしい大きな視点で国際交流や地域間連携を考える第4のプラン「積極的広域連携による大太宰府構想」について述べます。

「バス路線の利便性・収益性向上」ではありますが、まほろば号8路線と地域サポートカー3路線の運営を行うとともに、持続可能で安全、便利なコミュニティバスの適正運行のための課題解決に向けて、引き続き取り組んでまいります。

確実な乗り継ぎ、乗務員の休憩時間の確保、経費削減並びに地域からの要望に応える形での利便性向上などを総合的に勘案したダイヤ改正を実施するとともに、市域を超えた連携についても引き続き可能性を追求します。

「観光連携による回遊性向上」については、海外で行われる福岡県観光連盟が出展している

観光PRへの参加や、西鉄沿線観光活性化協議会による参加自治体の共同PRなどを行い、国内外からの関係人口、交流人口の増加に努めます。

また、新たに誕生した大伴旅人をあしらったキャラクターやロゴマーク等を活用し、令和発祥の都太宰府の魅力発信を積極的に行い、本市内外の回遊性を高め、観光客のさらなる誘客と宿泊や飲食、買い物などを通じた消費単価の向上を目指します。

「大宰府政庁復元プロジェクト」についてであります。全国611の市区町村が加盟する全国史跡整備市町村協議会の第55回大会を、10月に本市で開催することとなりました。福岡県では半世紀ぶりとなる念願の大会誘致です。

全国からの参加者を本市に迎えることで高い経済効果が見込まれるとともに、大太宰府的な観点から本市の取り組みや提言を全国に発信することで、本市を牽引役とするさらなる史跡の魅力化や活用につなげてまいります。

また、大宰府跡及び水城跡が史跡として国内初の指定を受けてから来年度に節目の100年を迎えることから、記念事業を実施するとともに、次なる100年の本市の史跡の維持保存、活用についても、大太宰府的な観点から議論してまいります。

なお、大宰府跡は客館地区が平成26年度に追加指定され、本年度に1期整備が完成いたします。これを記念し、講演会・シンポジウムを開催し、これまでの客館跡の調査研究やその歴史的な意義も広くお知らせしてまいります。

次に、「国際交流活動の推進」及び「姉妹・友好都市交流の推進」につきましては、太宰府市国際交流協会と連携しながら市民主体の国際交流を推進するとともに、本市で暮らす留学生や外国人の方々が安心して暮らせるための支援も進めてまいります。

また、市内小・中学校における国際理解講座や姉妹都市韓国扶餘郡との交流事業、友好都市である奈良市・多賀城市・中津市との友好交流を引き続き推進するとともに、さらなる大太宰府的な観点から国内外諸団体との連携を図ります。

渋滞問題解消に向け、発想を転換し、環境に負荷をかけず、比較的短期間で渋滞解消を実現することを目指す第5のプラン「環境重視の逆転の発想で渋滞解消」について述べます。

「渋滞解消」についてであります。本年度までの総合交通計画や地域公共交通網形成計画に関する協議会において分析された情報や提案された諸施策も参考に、検討を進めてまいります。

その際、ロードプライシングも視野に入れた交通誘導施策、パーク・アンド・ライドやシェアサイクルの活用など本市にとって最善の方策について検討し、関係機関との協議を行ってまいります。

また、坂本地区を中心に大規模住宅開発事業が続いており、今後人口や交通量の増加により生活や道路環境の悪化が想定されることから、今後の対応について検討を始めます。

「市道の整備・管理」については、通行車両による騒音や振動が軽減され、また舗装版の不陸がなくなり歩行者が通行しやすくなるよう、本年度策定する舗装個別施設計画に基づき、劣

化している舗装の表層の改修事業を行ってまいります。

また、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業を活用し、道路橋梁などの「既存施設の長寿命化の推進」「通学路における安全対策の推進」「道路交通の円滑化、安全性・快適性の向上を図る整備」などを行うことで、道路を通行する市民の安全確保を行ってまいります。

高齢者福祉のさらなる充実を図る上で、公的支援に過度に依存しない民間主導の方式活用も検討を進める第6のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」について述べます。

「地域包括支援センターの相談体制の充実」についてであります。本年度内に市民要望の強かった念願の市域の西側を担当圏域とする地域包括支援センターの支所を設置し、4月から専門職の配置を行い、運営をスタートいたします。

その際、地域ケア会議や協議体などの活動を通して多様な主体との連携を図ることで、利用者の利便性に配慮するとともに、地域住民などに対し、高齢者の視点に立ったよりきめ細やかな対応を行ってまいります。

同時に、市域の東側が担当圏域となる既存の地域包括支援センターには、本所として統括機能を持たせ、支所との役割分担及び連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営体制を構築してまいります。また、イベントなどに合わせて相談ブースの開設を行うなど、アウトリーチ型の相談体制を引き続き進めてまいります。

「就職氷河期世代対策」についてであります。本市職員採用に加え、この世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じて意欲を持って生活できるようきめ細やかな対応を進めます。

具体的には、就労に向けてのキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた支援や安定した雇用の確保などの支援、また、社会参加に向けた支援につなげるため、断らない相談支援など、複合課題に対応できる包括支援や居場所づくりに努めてまいります。

さらには、就労準備支援員により、個々人の状況に合った一般就労に向けての支援を実施し、あわせて個別相談や交流会、就労体験などを通して、職業的自立など、将来に向けた取り組みを支援する若者サポートステーションの活用を図ってまいります。

市民の安心・安全の確保こそ行政の最大の使命との思いのもと、災害対策や防災に万全を期すことを目的とする第7のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」に基づき、あらゆる事態への備えと対応に取り組んでまいります。

「災害対策・対応」についてであります。毎年のように発生する自然災害を受け、市の防災力を高めることを目的に、5月に市内一斉避難訓練を市内全域において行うことにいたしました。

勢力が強い台風が太宰府市を通過する想定で、早期の避難を呼びかけるとともに、実際に自治会ごとに指定された避難所へ避難していただき、市民の避難行動の促進を図り、避難時の課題を洗い出し、災害対応のさらなる改善を行ってまいります。

「高齢者運転免許証自主返納支援事業」についてであります。現在、高齢者の運転免許保

有者数が年々増加し、加齢による身体や認知機能の低下により、高齢運転者が起こす痛ましい事故が社会問題化しております。

このような状況の中、県の市町村運転免許証自主返納支援事業補助金を活用して、免許証自主返納者へ交通系ＩＣカードを交付し、高齢者の運転免許証の返納を促し、事故減少を目指してまいります。

「安全な消費生活の推進」については、太宰府市消費生活センターや消費者安全確保地域連絡会議などを通じ、消費者トラブルに関する相談、情報共有、連携を図り、消費生活上のトラブルの解決、未然防止につなげてまいります。

次に、「生涯学習の推進」についてであります。本年５月に「東京オリンピック聖火リレー」を太宰府天満宮参道から大宰府政庁までのコースで本市でも開催し、市民とともに記念すべきイベントを慶び合います。

あわせて、オリンピック・パラリンピックにかかわりや関心を持っていただくことで、スポーツへの興味や体を動かすきっかけにつなげていただき、本市のスポーツ実施率の向上や健康寿命の延伸にもつなげてまいります。

次に「ごみの減量」につきましては、「～もう一步進もう～ごみ減量72,000人プロジェクト」として、各家庭や事業所の皆様のご協力を得ながら、令和２年度も引き続きさまざまな施策を実施してまいります。

具体的には、暮らしの中で使える「水切り、食べ切り、使い切り」の生ごみ減量アイデア等を提供するため、広報、ホームページ、出前講座、段ボールコンポスト講座により啓発を行います。

また、生ごみ処理機購入補助金の利用促進を図ってまいります。さらには、市内事業所の皆様に対しましては、可燃ごみの排出抑制の啓発を行い、ごみの発生の抑制を図ってまいります。

次に、「生活環境の向上」についてであります。飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業を筑紫臨床獣医師会とも協議を行い、令和２年度中に新たに実施する予定にしております。

飼い主のいない猫の繁殖に伴うふん尿、ごみを荒らすなどの近隣被害・迷惑を低減させ、市民の動物愛護及び共生意識の高揚と、快適な生活環境の保持に努めてまいります。

次に、「環境教育・学習の推進」についてであります。豊かな自然や多様な生態系に恵まれた本市の環境を活かして、「小学校における移動自然博物館事業」を新たに実施いたします。

専門家による授業やフィールドワーク等を通じて、子どもたちから生物多様性に関する理解を促進し、環境保全に重きを置く人材育成に努めてまいります。そうした性格から、環境フェスタの後継事業にも位置づけております。

次に、「人権政策」についてであります。人権政策は全ての施策を推進するに当たり基礎となるものであり、本市では平成28年制定のいわゆる「人権３法」に基づき、平成31年４月に



「人権尊重のまちづくり推進基本指針」を改訂いたしました。

この指針を基本としながら、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野を通じて人権尊重の理念を普及し、理解を深めていただくよう、教育及び啓発を学校教育、社会教育とも連携を図りながらさらに推進してまいります。

次に、「男女共同参画の推進」についてであります。本市におきましては、男女共同参画の取り組みを効果的に推進するため、「第2次太宰府市男女共同参画後期プラン」を策定いたしました。

これをもとにして、固定的な性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者などからの暴力の根絶、女性の活躍推進などに取り組み、社会のあらゆる分野において男女がともに参画できるまちづくりを進めてまいります。

次に、「情報共有化と活用」についてであります。国の施策や動向、市民を取り巻く環境の変化などを踏まえた上で、電算システムの安定稼働及び情報機器の更新により、電子情報による行政サービスの向上を図ります。

情報セキュリティ分野では、セキュリティ事故を未然に防ぐために、人的・技術的・物理的セキュリティ対策を組織的に講じ、さらなる安心・安全なICT環境の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、「令和還元予算」と銘打ちました令和2年度の重点事業と予算案を、かねてよりの7つのプランと第五次太宰府市総合計画後期基本計画に沿って詳細にご説明してまいりました。

本年度は「新生太宰府元年」としての意欲的取り組みや新元号令和とのご縁もあり、本市に大きな注目をいただきました。来年度はそうした成果を市民の皆様に還元すべく、当初予算額として初めて250億円を超える過去最高規模といたしました。

しかし、市民の多様なニーズに十分かつ機動的に応え、本市のさらなる発展や課題解決に向け積極的に投資を続けていくために必要な歳出要求と本市の歳入能力には、今なお慢性的な開きがあります。

そうした現状を打破すべく、昨年の施政方針でお約束いたしましたごいふ版歳出入一体改革案とも言えます第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、通称まちづくりビジョンを間もなく提示いたします。

この中では、本市の特徴を「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」という4つの側面から分析し、それに伴う強み、弱みを検証しております。

その上で、課題解決の方向性を「太宰府の底力総発揮構想」「太宰府型全世代居場所と出番構想」「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」「1,300年の歴史に思いをいたす持続可能な太宰府構想」の4つの構想にまとめました。

換言すれば、観光産業や民間活力活用を始めとした成長戦略、全世代の生活支援による移住・定住戦略、超広域連携による権益拡大戦略、持続可能性を追求した行財政改革戦略という

4つの戦略であります。

これらを有機的、複合的、総合的に組み合わせ、優先順位をつけ着実に実践することで本市の歳出入一体改革をなし遂げ、来年度からの令和発祥の都太宰府にふさわしいさらなる飛躍を図りたいと考えております。

しかし、いかなるビジョンを持ったとしても、やはり基本になりますのは、今年の仕事始めの際に職員に呼びかけました「市と市民の皆様の為」「世の為人の為」との政治家、公務員としての原点であります。

そうした思いを胸に、令和2年度も市と市民の皆様のために、私が持ち得る力の全てを出し尽くす覚悟であります。結びに改めまして、議員各位、市民の皆様の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 施政方針は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第9、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、市議会第1回定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、人事案件5件、専決処分承認1件、財産取得1件、条例改正10件、補正予算2件、新年度予算7件、合わせて26件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。諮問第1号から議案第3号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員でございます山本浩美氏の任期が令和2年6月30日付をもって満了となりますので、再び山本氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げます。

山本氏は、平成17年7月から人権擁護委員を5期15年間務められ、人権相談や人権擁護活動

に積極的に取り組み、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として、山本氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります井上美知子氏の任期が令和2年6月30日付をもって満了となりますので、再び井上氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

井上氏は、平成29年7月から人権擁護委員を1期3年間務められ、人権相談や人権擁護活動に積極的に取り組み、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として、井上氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります植中美紀氏が令和2年3月25日付をもちまして任期満了となりますので、再び植中氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げるものであります。

植中氏は、前委員の退任を受け、平成26年3月26日から6年間委員を務められております。平成20年7月より司法書士事務所を開業し、不動産登記などの業務に携わり、豊富な知識と実績を持たれた方であり、固定資産評価審査委員として適任者であると確信いたしております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区5市及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は関係市の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび、春日市推薦の江田博氏が本年3月31日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります大野城市から山崎平太郎氏の推薦がございましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山崎氏は、昭和27年7月生まれの67歳で、現在、大野城市に居住されております。昭和50年から平成25年の長きにわたり大野城市に奉職され、この間、大野城市市長公室、財政課、総務課などの関係部署を経験され、市民部北コミュニティセンター所長や企画政策部秘書課長を歴任されるなど、社会的な経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現職の日下部寛行氏が令和2年3月31日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものであります。

日下部氏は、平成30年6月22日付で、前任者である樋田京子現教育長の残任期間でありました約2年間、教育委員として多岐にわたる高い見識、若さと熱意あふれるご指導、ご理解のもと、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後ともその知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと考えております。

略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））**

○議長（陶山良尚議員） 日程第10、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 次に、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、昨年末までに当初の見込みを大幅に上回るふるさと太宰府応援寄附金をいただいたことから、ふるさと納税関連に係る予算を令和2年1月21日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ4,770万円を追加し、予算総額を262億976万円にお願いするものであります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第4号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11から日程第21まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第11、議案第5号「財産の取得(史跡地)について」から日程第21、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 議案第5号から議案第15号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第5号「財産の取得(史跡地)について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げます次第であります。

今回買い上げいたします土地につきましては、18筆、面積1万8,445.99㎡、買い上げ金額2億6,810万2,270円であります。

詳細につきましては、財産の取得(史跡地)一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

ご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正により、条例中に引用している同法の法律名及び条番号が変更されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

太宰府市には、指定・未指定にかかわらず、誇り得る数多くの文化財と広大な史跡地が存在します。地域社会の変化による文化財の消滅が散逸が課題となっている中、また本市の文化財が新元号令和発祥のゆえんとなり、史跡指定100年の節目を迎える中、それらの文化財をどのように活かし、次世代に継承していくのか、実効性のある適切な施策・体制づくりが求められていることから、文化財保存活用地域計画を策定し、官民一体となって地域社会総がかりによる文化財の保存・活用について調査審議する場として、新たに太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」までは関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の条例の改正は、非常勤職員などの適正な任用の確保などを目的として、平成29年に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が導入されることとなったことに伴い、関係する条例を整備する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例の改正は、令和元年8月7日の人事院勧告に伴い、住居手当の上限が引き上げられたことに伴うものであります。当初、令和元年12月議会において職員の給与など関係条例とあわせて改正を行うよう予定しておりましたが、職員団体との調整に時間を要したため、今回提案しているものであります。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

太宰府市民図書館の臨時休館または開館の取り扱いについて、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日に施行され、成年被後見人などを資格、職種、業務などから一律に排除する規定、欠格条項を設けている各制度について、心身の故障などの状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備されたことに伴うものです。

この法律の施行により国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことを受け、本市印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

滞納整理事務の効率化と納税者の利便性向上を図るため、督促手数料の徴収を廃止したく、関係する4つの条例、太宰府市税条例、太宰府市の督促手数料及び延滞金徴収条例、太宰府市介護保険条例、太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

公園、緑地などは、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであります。また、災害時の避難地としての役割も担っています。

このようなさまざまな役割を担っている都市公園においては、地域住民が公園の管理に参画することにより、その活力や知恵をできる限り活かしながら保全・活用することも必要です。

現在、市内の公園において自治会などによる公園施設が設置されている状況も鑑み、公園管理者がみずから設け、または管理することが不適當または困難な場合、あるいは公園施設として設置することが機能の増進に資すると認められる場合などにおいて、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設の設置及び管理の許可権限を明らかにするために、太宰府市公園条例を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22と日程第23を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第22、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」及び日程第23、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第16号及び議案第17号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ4億3,813万3,000円増額し、予算総額を266億4,789万3,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、専決補正予算でも計上させていただきましたふるさと太宰府応援寄附金が当初見込みより大幅に増えることから、関連業務委託料などの費用を計上させていただくとともに、坂本八幡宮氏子会様よりいただきました指定寄附金を計上させていただいております。

また、地域交通網形成計画策定業務におきまして、県の補助事業である自転車ネットワーク計画策定支援事業の採択を受けましたことから、財源の組換を行うとともに、ため池耐震診断業務におきましては、国の補助事業の追加採択を受けたことから、工事設計監理等に係る費用を計上させていただいております。

そのほかには、国の国土強靱化対策事業での補助の採択を受け、交付税措置のある有利な起債が借り入れできることとなったことから、水城西小学校の教室棟大規模改造事業や太宰府中学校屋内運動場大規模改造事業に関連する費用などを計上させていただいております。

あわせて、繰越明許費を10件、地方債の変更2件を補正させていただいております。

次に、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入に1,529万1,000円の増減を行うもので、予算総額に変更はございません。

内容といたしましては、介護給付費及び地域支援事業などに充当する国庫、県費支出金及び支払基金交付金などの不足に伴う基金繰入金が増と、同額を保険料から減額するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。



質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第24から日程第30まで一括上程**

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第24、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」から日程第30、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第18号から議案第24号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

1月に発表された内閣府の月例経済報告によりますと、我が国の景気の状態は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとされており、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意しながらも、経済再生と財政健全化に向けた取り組みを行い、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとしております。

また、先般総務省より発表されました令和2年度の地方財政対策におきましては、地方交付税が前年度比で2.5%増額される中、近年頻発する自然災害に備えた防災・減災対策の推進や、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の充実、さらには持続可能な行政サービスを確保していくために次世代型行政サービスの推進など、地方公共団体が安定的に財政運営できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る63兆4,000億円を確保したとしています。

このような中、本市の令和2年度予算編成に当たりましては、令和の慶びや効果を市民の皆様へ還元し、令和発祥の都としてさらに羽ばたくための予算、いわば「令和還元予算」と位置づけ編成を進めてまいりました。

歳入予算におきましては、歳入の根底である給与所得の伸びや家屋の新築などを考慮して市税の増収を見込むとともに、「令和発祥の都」太宰府を生かした事業を推進していくことで、観光産業や地場産業の育成、企業・創業者の支援を行い、ふるさと納税のさらなる充実を図り、一般財源の確保に努めました。

歳出予算におきましては、さまざまな財政需要の均衡を図りつつ予算配分を行ったところですが、昨年に増して最少の経費で最大の効果が出せるよう心がけるとともに、子ども・子育て支援の充実、高齢者支援、観光産業や地場産業の育成、文化財の有効活用、市民の安

心・安全対策などに重点的に配分を行いました。

また、各事業を遂行するに当たりましては、国、県などのあらゆる補助メニューを積極的に活用するなど、財源を最大限確保するよう努めるとともに、持続可能な財政基盤の構築を目指した事業を展開していきたいと考えております。

この結果、令和2年度の一般会計予算総額は250億3,362万円となり、前年度当初予算額に比べ、6億739万円の増、率にいたしますと2.5%の増となっております。

詳細につきましては、別に配付しております当初予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は72億413万7,000円で、対前年度比0.1%の減となっております。

平成30年度から県が主体となって広域的に実施している国保運営であります。1人当たりの医療費が年々増加しており、国保財政は依然として厳しい状況となっております。

今後も予算の執行状況や国、県の動向を十分に注視し、医療費の適正化等を図りながら、健全で安定した国民健康保険事業の運営に、より一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第20号「令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は12億7,005万円で、対前年度比0.3%の増となっております。

令和2年度は、福岡県後期高齢者広域連合による当初の試算をもとに予算計上しております。

次に、議案第21号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は、高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び介護サービス利用の増加により、年々給付費が増加しております。

令和2年度の歳入歳出予算につきましては、総額53億6,157万8,000円で、対前年度比4.2%の増となっております。

歳出予算としまして、会計年度任用職員制度開始に伴う人件費及び地域包括支援センターのサブセンター開設による職員給与費を予算計上しております。

今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、給付費の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、議案第22号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和2年度歳入歳出予算であります。歳入歳出ともに総額35万4,000円で、対前年度比4万1,000円、10.4%の減となっております。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問

を行うなど償還の促進と、県との連絡調整や契約弁護士との法律相談を行いながら滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第23号「令和2年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量であります。給水戸数2万6,103戸、年間総給水量559万6,180m<sup>3</sup>を予定しております。

収益的収入及び支出についてであります。収入総額を14億2,045万3,000円とし、支出総額を12億8,493万4,000円といたしております。給水収益につきましては、12億1,660万8,000円を予定しております。また、加入負担金につきましては、3,608万円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入総額を3,234万2,000円、支出総額を5億4,471万4,000円といたしております。収入につきましては、松川浄水場及び水道管路の耐震化に伴う一般会計からの出資金を1,540万円、松川浄水場耐震化及び基幹管路新設に伴う国庫補助金として1,380万円を計上し、支出につきましては、主な建設改良事業としまして、基幹管路の新設工事、大佐野地区及び梅香苑地区の配水管布設替工事などを予定しております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量であります。排水戸数3万382戸、年間総排水量696万2,375m<sup>3</sup>を予定しております。

収益的収入及び支出であります。収入総額を18億5,918万1,000円とし、支出総額を14億3,367万2,000円といたしております。下水道使用料につきましては、11億8,148万5,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入総額を3億2,444万7,000円、支出総額を9億6,977万7,000円とし、主な建設改良事業としましては、都府楼団地の長寿命化管きょ更生工事などで、単独と補助事業を合わせて総額2億7,566万1,000円といたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第24から日程第30までの令和2年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の上疆議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 今回の予算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に上疆議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に開催し、一般会計、各特別会計及び各企業会計について、各予算の所管部長から概要説明を受けたいと思います。2日目の3月13日金曜日は午後2時から、3日目の3月16日月曜日は午前10時から再開し、予算書及び各資料をもとに審査を行います。なお、予備日として4日目の3月17日火曜日午後2時からを予定しておりますので、各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日27日木曜午後1時まで事務局へ提出してください。

資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求とされますようお願いいたします。

次に、予算審査日は、本日の議会関係会議終了後及び2月27日、3月12日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月28日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔令和2年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和2年2月28日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第4 議案第2号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第5 議案第3号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第6 議案第5号 財産の取得（史跡地）について  
日程第7 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第8号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第9号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第10号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について  
日程第16 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第17 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について  
日程第18 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第19 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 舩越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |

13番 長谷川 公 成 議員

15番 門 田 直 樹 議員

17番 村 山 弘 行 議員

14番 藤 井 雅 之 議員

16番 橋 本 健 議員

18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 楠 田 大 蔵

教 育 長 樋 田 京 子

総務部理事 山 浦 剛 志

市民生活部長 濱 本 泰 裕

観光経済部長 藤 田 彰

教 育 部 長 江 口 尋 信

市 民 課 長 池 田 俊 広

社会教育課長 木 村 幸代志

上下水道課長 佐 藤 政 吾

監査委員事務局長 福 嶋 浩

副 市 長 清 水 圭 輔

総 務 部 長 石 田 宏 二

総務部理事 五 味 俊太郎

都市整備部長 井 浦 真須己

健康福祉部長 友 田 浩

総務課長併  
選挙管理委員会書記長 川 谷 豊

福 祉 課 長 田 中 縁

都市計画課長 竹 崎 雄一郎

観光推進課長兼  
地域活性化複合施設太守府館長 友 添 浩 一

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮

書 記 芥 藤 正 弘

議 事 課 長 吉 開 恭 一

書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第5、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。諮問第1号から議案第3号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）
- 議長（陶山良尚議員） 全員起立です。  
よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。  
〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉
- 議長（陶山良尚議員） 次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）
- 議長（陶山良尚議員） 全員起立です。  
よって、議案第1号は同意されました。  
〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉
- 議長（陶山良尚議員） 次に、議案第2号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第2号を同意することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）
- 議長（陶山良尚議員） 全員起立です。  
よって、議案第2号は同意されました。  
〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉
- 議長（陶山良尚議員） 次に、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。



議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 財産の取得(史跡地)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第6、議案第5号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第16まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第7、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第15号について通告がありますので、これを許可します。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議案第15号について質疑をさせていただきます。

提案理由説明を先日受けましたけれども、これは市による最終的な法令解釈の上に立つものであると受けとめておりますので、まず、その市の正確な条例理解を知っておきたいと思い、質疑させていただきます。

まず1点目、自治体等による公園施設が設置されている状況について。

初めに端的に聞いておきますが、太宰府市歴史スポーツ公園で社会体育用倉庫として利用されている物置は、監査からも不適切な占有と指摘を受けているものですが、これらはこの条例提案にいう公園施設に該当すると解釈しているのかどうか。イエスかノーかで答えていただくと助かります。

また、これ、自治会等となっていますけれども、自治会以外にどのような団体が公園施設を設置しているのか、列挙してほしいと思います。

さらに、現在公園施設として上げられているものとされているものの設置もしくは管理がなされている公園はそれぞれ幾つあるのか。そのうちでも特に整地された駐車場を有する公園については、大きめの公園ということですね、名前を挙げていただきたい。

そして、設置されている公園施設の数に合わせて幾つあるのか。都市公園法第2条第2項、また都市公園法施行令第5条に細かく規定がありますけれども、その分類に従って個数を示していただきたいと思います。先ほども言いましたように、整地された駐車場を有する公園については個別に数字を上げていただきたい。

2点目ですが、許可権限を明らかにするためというふうに説明されたことについて。

提案理由においては、許可権限を明らかにする、その前提条件として、先ほどお尋ねした公園施設に言及がなされています。当然これらは許可の対象案件となり得ると説明されたを受けとめています。

そこで、この点について確認しておきたいのですが、議案第15号は、今まで無許可であった列挙していただく公園施設と定義され得るものについて、遡及的に現状を追認するような形で申請があれば許可をしていこうと、そういう趣旨の条例の提案なのかどうか。

また、実質的には同じ質問でもありますが、市は条例に定めがないためにこれまでこれら公園施設が明示的な許可を得ることができなかったと理解しているように条例提案を受けとめまされども、つまり自治会等が設置している公園施設は、受けられるはずの許可を今まで得られなかった。それは、市の条例体系に落ち度があったと考えてのこの提案なのか。これも、イエスかノーかの答えになるかと思うので、答えていただきたいと思います。

なお、全く異なる意味合いで許可権限を明らかにするというのであったのであれば、それを説明していただきたいと思います。

3点目、設置を許可するその公園施設と、またその設置、管理を申請するものの要件につい

て、これも提案理由説明の中にありましたが、現状に鑑み、以下の2つの条件、今後についても適用すると解釈することができるのかどうか。具体的に言うと、引用になります、公園管理者がみずから設け、または管理することが不適當または困難な場合、もしくは公園施設として設置することが機能の増進に資すると認められる場合、こういうふうに説明されています。

そこで、この点に関する質問ですけれども、この2つの条件は、今後の新規申請の場合の条件と理解していいのかどうか。また、列挙されたこの2つの許可要件は、都市公園法第2条第2項のことを指すと考えてよいのかどうか。少し細かい質問がありますけれども、ご回答をよろしく願います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。笠利議員の質問に私から回答させていただきます。

今、笠利議員のほうから、まず1点目、自治会等による公園施設が設置されている状況の中で、まず1点目、条例改正の、この条例改正の提案に公園施設に該当していると解釈しているのかということのイエス、ノーでということですので、イエスということでの、はいというんですか、回答をさせていただきたいと思います。

2点目、自治会等というが自治会以外にどのような団体が公園施設を設置しているのかにつきましては、文化スポーツ団体などが設置してあるということです。

3点目、現在公園施設とされるものの設置もしくは管理などがされている公園が幾つあるのか、また整地された駐車場を有する公園についてということでご質問ですが、実は公園施設の設置もしくは管理がされている公園につきましては、今調査中ではございますが、今現在では3カ所あるというふうに捉えております。それと、駐車場を有する公園につきましては、梅林アスレチックスポーツ公園、歴史スポーツ公園など5カ所あるというふうに捉えているところでございます。

それと、あと4点目、また設置されている公園施設は合わせて幾つあるのかということに関しましては、実は笠利議員のご質問の中にも都市公園法第2条第2項に公園施設の種別が1から9までありまして、非常に細々といえますが、もちろん修景施設からあと公園施設、管理施設等々細々ありますので、そこの全てを公園、太宰府市内で137ありますけれども、全てで、済みません、まだ調査をしておりませんので、ここの回答につきましては、またわかり次第回答させていただきたいというふうに思います。

あわせまして、整地された駐車場を有する公園ということでありましたので、先ほど申しましたように、5カ所あるということでの回答になります。

それと、2点目の許可権限を明らかにするという中で、法を遡及させるのかということの質問であったと思いますけれども、これについては、今どこの段階で遡及するのかとか、どういう手続をとるのかということは、今現在調整をさせていただいているので今後の検討といえますか、またわかり次第報告はさせていただきたいということでございます。

それと、無許可状態の責任の所在ということで、市の条例体系に落ち度があったということ  
を市は考えているのかということでございますが、私自身、過去の、これもイエス、ノーだ  
ということでもありますので、イエスということで回答をさせていただきたいと思っております。

3点目の設置を許可し得る公園施設及びそれを設置ないし管理する者の要件についてです  
けれども、その中の1点目、この条件は今後の新規申請の場合の条件と理解してよいかとい  
うことですが、これは理解してよろしいということで、イエスということで回答させてい  
ただきたいと思います。

また、列挙された2つの許可要件が都市公園法第5条第2項のことと考えてよいかという  
質問に関しまして、そのとおりだということで、イエスということで回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。では、再質問させていただきます。

最初の公園施設が設置されている状況に関することですが、調査中である数字につい  
ては調査中ということなのでいいかと思えます。調べておいてください。必ず調べていただ  
かないと困るということは後でも述べると思いますが、

そのうち、最初、具体的に言った、また懸案条項でもあろうかと思えますけれども、歴史  
スポーツ公園のことなんですけれども、まずその点です。

歴史スポーツ公園に関してですが、監査からの指摘があったことはもちろんご承知のこと  
だと思います。この物置は、監査の指摘によると、都市公園法第6条による公園施設以外  
の工作物その他の物件または施設、それに該当するものとして、つまりは公園施設以外  
のものとしてみなされて占有許可が与えられてきた、そういう経緯があるはずで  
す。ということは、今回、この改正条例によってその内容がそこに適用される  
ということは、これまで6条の適用対象と考えられていたものを5条を適用する  
ということになると思います。そのことが適切だと考えているのか、不適切な  
ことなのか、まずそれについて1点。なぜ5条にすることが適切なのか、不適  
切なのかということですね。あわせて、もしそれが適切であるというふうにお  
答えをされるのであれば、同一もしくは類似の施設の取り扱いに全く同じ法令  
上の別の意味づけを与えるということになることになりませんが、そのような  
運用を行うことは法律秩序のというんですか、恣意的な運用ということを  
招きかねないのではないかと懸念します。努めて一義的に物事を定めてい  
くように努力するものではないかと、これは一般人の理解ですけれども、考  
えるので、そういう疑問を持ちました。

そこで、もし適切だというお答えであるのであれば、一般論として、実態が  
変わることはない同一の物件に法令上別の定義を与えることは法律の運用上、  
市としては可能なことと考えているのか、不可能なことを考えているのか、  
そこをはっきりお答えいただきたいと思います。でないと、審議が難しくな  
るような気がしますが、議論として。

また、もし一般論としては不可能だというふうに考えておられるのであれば、では、なぜ歴史スポーツ公園に関しては可能となるのか、特殊な事情があるのかどうか説明をしていただきたいと思います。

あわせて、占有が可能と認め得る物件の持つ公園内の施設としての性格について確認をしておきたい。おおよそ占有使用、先ほど言いましたように6条の対象として取り扱われてきたような倉庫のようなものです、おおよそ占有使用を必要とする施設は公園施設とは言えないのではないかという疑問があります。占有とは、排他的な使用と同義と考えてよい。だとすれば、公園が本来持っている公共性と矛盾します。公園施設とは、法と施行令で限定的に定義されているのですが、それを見ると全て一般市民の利用を想定していたものと考えられます。また、さらに都市公園法の運用指針を見ると、第三者が管理する公園施設、つまり5条が対象とする公園施設です、第三者が管理する公園施設は一般公衆の利用に供するものであると明記されています。

○議長（陶山良尚議員） 笠利議員、申しわけないですけども、端的に質疑をお願いいたします。

○5番（笠利 毅議員） はい。端的に言いますが、議論上、前提条件が必要なので省くわけにはまいりません。次が端的な部分ですけども、占有施設を公園施設として第三者に設置管理させることは都市公園法の趣旨に反するのではないか。反する、反せず、どちらかで回答していただきたいと思います。これが1点目に対する再質問です。

2点目、長くなるので、場合によっては言い直しますので。2点目についての再質問です。

市の条例不備による公園施設が無許可の状態で開催されていると、この状態を条例改正で解消したいというふうに考えていると理解していいご回答だったと思いますけれども、であるならば、先ほど数は調査中ということでしたけれども、まず、全ての事例について付託されるべき委員会の質疑に際して詳細な説明を行う予定があるのかどうか。というのも、法を遡及適用するに当たっては、強度の公益性が存在する必要があると一般には考えられていると思います。既に適用対象が、調査中とはいえ、一定程度絞り込まれていると思いますので、議会審議に当たって個々の事例について強度の公益性を説明する必要があると思います。それをしないというのであれば、法の遡及性の原則を著しく侵すことになるのではないかと考えますが、万が一具体的な事例についての、ここを端的に聞くと、具体的な事例について説明を行う予定があるかどうか、イエスカノーかです。もししないというのであれば、法の不遡及の原則を犯すことになるか考えるか考えないか。先ほど遡及の時期を調整するということがあったので、遡及適用する予定ではあるということだと思います。ということは、強度の公益性というものを明確に説明する必要があるのではないかと思います、明示的に答えをいただきたいと思いません。

3つ目のことに関して、公園施設とまたそれを設置管理することが許可され得るべきものの要件に関するのですが、今回、これはいいですか、5条を改めて適用するということについて

て改めて聞きますが、この倉庫、歴史スポーツ公園の倉庫あるいは倉庫群が条例による公園施設に参入されるということが適切なのか不適切なのか。占有されていた施設が公園施設に数え直されることが適切なのか不適切なのか、その点を答えていただきたい。

あわせて、もしそれが適切であるというお答えであるのであれば、一般論として、これはあくまでも一般論としてですが……あっ、失礼しました。これ、間違えました。ごめんなさい。

○議長（陶山良尚議員） 笠利議員。笠利議員、ちょっと質疑というか、これ、一般質問になっていますんで、ちょっとその辺考えていただかないと許可することができませんので。

○5番（笠利 毅議員） 議長。ただし、あくまでも条文の解釈の問題として限定して聞いているので、一般質問とは性質が異なるのじゃないかと考えております。

○議長（陶山良尚議員） いや、それなら端的に、本当質疑ですから端的にさせていただかないともうできませんので、それは許可は。

○5番（笠利 毅議員） はい、失礼いたしました。

3点目、端的にこれは伺います。

先ほど前提条件、2つに関して質問いたしました、その2つ目です。法律による2つの条件であるということでしたけれども、都市公園法第5条第2項は、提案理由説明にいうところの、公園施設として設置することが機能の増進に資すると認められる場合等と、「等」というものが付加されていますけれども、法律には「等」が含まれていません。なぜ「等」を入れて説明を行ったのか。その点を説明していただきたい。

さらに、では、端的に少し前提は省きますけれども、省くの難しいんですが、この2つの条件は、1つ目は、市では不可能か不十分な場合には許可を行うと、2つ目は、市が行うよりも第三者が行ったほうが公園機能が増進される場合と、法律ではそういうふうになっています。ただし、提案理由説明では、1番目は同じなんですけれども、2番目、2番目は、その施設があったほうが機能が増進する、便利になる場合というふうに読めます。法律では、2番目はどのような団体が申請し、設置管理することができるのかという内容ですけれども、提案理由説明では、その施設があると機能が増進する場合と内容が異なっているように思われます。したがって、この条例の提案説明の第2番目の条件は、都市公園法の定めにも適合していると考えているのか。それを指しているとは先ほどご回答がありましたので、指してはいる、だったら適合しているのかという、これは確認の質問です。

もう一つ、同じ理由に関して。市は、「公園施設として」と、法律にはない、「として」という表現をつけて説明を行っています。公園施設として設置することが機能の増進が図れるということであるならば、これは公園施設ではないものを公園施設として設置することを許可すれば機能が増進されるというふうに、先ほど占有物件と公園施設ということの区別について言及しましたが、そういう背景があることを思うと、そのような意味で提案理由、説明理由が法律の文言と変わったのではないかと考えられます。そこで、なぜ「として」という言葉を付加しなければ説明ができないのか、その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご回答申し上げます。

まず、最初の自治体等による公園施設の設置状況についての回答の中でのご質問です。

まず、都市公園法の6条に関してのご質問だったと思いますが、都市公園法6条に関しましては、いわゆる占用、もう笠利議員ご存じだと思いますが、占用に関する都市公園法の法律だと思います、6条、7条です。ただし、私どもとしては、占用というのは、非常に都市公園の中で占用するというのは6条、7条の中で限定をされているということがございます。そこで、都市公園法の6条、7条の占用には倉庫ということが書いてないということがございまして、今回私ども都市公園法の中の公園施設として、先ほどから笠利議員もおっしゃっていただいているように、公園の使い方の増進を図るためには、都市公園法の第5条を適用して公園施設として設置するというのを私どもとしては考えているので、逆に今までの占用では許可が出せなかったというふうに捉えているところでございます。それで、今回都市公園法5条で適切にさせていただくということで考えているところでございます。

それと、特殊な事情があるのかということですが、ただ、太宰府市内の公園を私ども今回調査をさせていただく中で、やはり複数箇所、倉庫の設置がしてあったということもございまして、そこも見ながら、やはり公園施設を設置していただくことで公園の機能の増進につながるというふうに判断をしていくためにも、今回この条例改正をさせていただいているということでご理解いただければというふうに思っています。

1点目は大体そういうところです。

それと、あと2点目に関して、許可権限を明らかにするということに関しての質問で、条例の不備とか条例改正で正したいということもありますが、まずは建設経済委員会の中で十分に説明のほうは尽くしたいというふうに考えているところでございます。

それと、あと3点目、要件に関してで、文言として「等」という文字が入っていることと、あと「として」ということで、やはりそこに意味合いがあるんじゃないかということですが、実は特に意味合いがございませんで、条例を今回、市長、提案理由をさせていただくときに際して、口語体に変えてというか、そういう形で私どもが提案理由の説明に書かせていただいているという状況でございます。そういうところで、誤解といたしますか、そういう読み取り方をされたというので、その辺は申しわけございませんでした。条文どおりに書くということは、私ども今後、以後気をつけていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 口語体に直されること自体は構わないのですが、ただし、少なくとも条文を比較する限り、条文とは明らかに違う内容と言わざるを得ない。

○議長（陶山良尚議員） 笠利毅議員。笠利議員、ちょっと……。

○5番（笠利 毅議員） 重ねて質問いたします。

○議長（陶山良尚議員） ちょっと申し上げますけれども、自分の考えがそういうこと、質疑の中に入っていますから、それは質疑ではございませんので。

○5番（笠利 毅議員） わかりました。判断は省きます。ちょっとお待ちください。

1点目に関する質問、答えていただいている部分もありますが、じゃあそこは省きましようか。

2件目、許可権限を明らかにするという点に関して、もう一つ確認しておきたいと思いません。

歴史スポーツ公園の倉庫等も申請対象と規定され得るというご回答であったかと思えます。そこで、許可権限に関する点なんですけれども、先ほど申しましたとおり、公園施設というふうに今回、以前は占有許可できる、できないといった問題だったものが、公園施設として改めて取り扱いたいということであったかと思えます。そうすると、今回この条例を改正することによって市が許可を与えることができるようにするという目的で提案をしたというふうに理解しますが、そうですね、じゃあそれだけの質問にとどめておきましょう、許可を与えることができるようにするために条例を改正したと、するということでもいいんですね。確認です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご回答申し上げます。

改正をしている都市公園の中で現状を見て、やはりほかの歴史スポーツ公園を初めほかの公園もその設置がしてあることも含めて、まずは今まで占有していたもの、占有の許可とか、あと占有を認めていたものを今回きちっと公園施設としてやるということですが、許可を与えるためというよりも、やはり実際に申請していただいて、それがどういうふうな目的で、趣旨で建てられているかというのは今回条例を改正させていただく中に、もちろん申請者とか住所とかの中に入れてそういう目的等も書いてございますので、全て今後でもですけども、やはりきちっと内容を精査しながらということは今後はやっていく必要はあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第15号についての質疑を終わります。

議案第6号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。議案第13号及び議案第14号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第15号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第17、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」及び日程第18、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は各常任委員会に分割付託します。議案第17号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書**

○議長（陶山良尚議員） 日程第19、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 日程第19、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由にかえさせていただきたいと思います。

理由につきましては、カジノ解禁により、ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念され、さらに暴力団対策上の問題やマネーロンダリング対策上の問題も看過できないためであります。

それでは、提出者は、私、村山弘行、賛成者は太宰府議会議員の徳永洋介議員であります。

I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書。

2016年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるI R推進法の成立を受け、2018年7月には特定複合観光施設区域整備法、I R整備法が成立、政府はI Rを成長戦略の目玉として位置づけるとともに、現在一部の自治体においては誘致の検討が始まっている。

しかしながら、日本世論調査会が昨年12月に実施した世論調査では、反対が賛成を上回っており、カジノ解禁に対する国民の理解は得られていない。

そもそも法務省は、賭博が違法とされないためには、8点の考慮要素が必要との立場であります。しかし、政府は、総合的に制度全体を観察、考慮すればよいとするばかりで、違法性の阻却について説明責任を果たしているとは到底言えないものであります。収益の使用を公益性のあるものに限る、運営主体は官またはそれに準じる団体に限るという要件に照らしても、民設民営、民間賭博の解禁は違法性を免れることはできない。

さらに、カジノ解禁によりギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念される。暴力団対策上の問題やマネーロンダリング対策上の問題も看過できない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

一つ、I R推進法及びI R整備法を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先については、関係大臣でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程 (3日目)

[令和2年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

令和2年3月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
(総務文教常任委員会)
- 日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第8号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第9号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第10号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第10 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について(分割付託)
- 日程第12 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について  
(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第18号 令和2年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第14 議案第19号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第15 議案第20号 令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第16 議案第21号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)

- 日程第17 議案第22号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第18 議案第23号 令和2年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第19 議案第24号 令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第20 議案第25号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第21 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第22 太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹  | 議員 | 16番 | 橋本 健  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 陶山 良尚 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                           |        |                     |        |
|---------------------------|--------|---------------------|--------|
| 市長                        | 楠田 大蔵  | 副市長                 | 清水 圭輔  |
| 教育長                       | 樋田 京子  | 総務部長                | 石田 宏二  |
| 総務部理事                     | 山浦 剛志  | 総務部理事               | 五味 俊太郎 |
| 市民生活部長                    | 濱本 泰裕  | 都市整備部長              | 井浦 真須己 |
| 観光経済部長                    | 藤田 彰   | 健康福祉部長              | 友田 浩   |
| 教育部長                      | 江口 尋信  | 総務課長併<br>選挙管理委員会書記長 | 川谷 豊   |
| 元気づくり課長                   | 安西 美香  | 市民課長                | 池田 俊広  |
| 保育児童課長                    | 大塚 源之進 | 社会教育課長              | 木村 幸代志 |
| 都市計画課長                    | 竹崎 雄一郎 | 上下水道課長              | 佐藤 政吾  |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化複合施設太宰府館長 | 友添 浩一  | 監査委員事務局長            | 福嶋 浩   |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 吉開 恭一  |
| 書記     | 斉藤 正弘 | 書記   | 高原 真理子 |
| 書記     | 岡本 和大 |      |        |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第7まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に付託されました議案第6号から議案第12号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、本条例は、審査の手続における書面審理を規定している条項のうち、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴う改正であるとのことでした。

委員からは、具体的に実情の変化はあるかなど質疑がなされ、執行部から、デジタル申請法に基づく改正であり、実際の手続等に変更は一切ないと回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第6号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成30年に改正された文化財保護法において、各市町村が目指す指標や中・長期的に取り組む基本的アクションプランとして新たに文化財保存活用地域計画が位置づけられたことにより、太宰府市文化財保存活用地域計画を策定するため協議を行う太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置することに伴う改正であると説明を受けました。

また、この計画を策定することによるメリットとして、文化財を計画的に保存活用することが目に見えるようになることや、文化庁、観光庁を含んだ補助金の補助率が5%程度増加されることが上げられるとのことでした。

委員からは、この協議会のメンバー構成はどのようになるかなど質疑がなされ、執行部から、識見を有する者、文化遺産を初め観光やまちづくり関係の専門家、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者として、商工会や観光協会、文化財や文化遺産にかかわって活動してある方、市民の方などで構成されるとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第7号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号から議案第10号までの3件については、地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から開始する会計年度任用職員制度に伴う必要条例の改正でありました。以下、議案ごとに報告いたします。

まず、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、条件つきで採用された職員の分限に関し、必要な定めを追加するものであります。

具体的には、正職員には6カ月の条件つき採用期間があるが、これに加え、新たに会計年度任用職員に1カ月の条件つき採用期間が設定されており、あわせて条件つき採用職員の降任及び降給の分限処分をする際の効果等について条例で定めるものと説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」、本条例は、会計年度任用職員の育児休業に関し必要な定めを規定するものであります。

具体的には、引き続き在職した期間が1年以上で、所定の勤務日数以上の勤務を行う会計年度任用職員に、子が1歳6カ月に達する日までの育児休業の取得を可能とするなどの改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、1年契約の場合において、育児休業となる可能性があるのかなど質疑がなされ、執行部からは、現在の任命権者に1年以上任用されていることが条件の一つあり、これを適用されるのは、再度任用された方が対象になるとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第9号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、会計年度任用職員の公務災害補償について定めるものであります。

その内容は、非常勤職員のうち報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員には、既に

公務災害補償等に関する条例を適用することとなっているが、給与を支給されるフルタイム会計年度任用職員も本条例の適用対象に加えるものであるとのことでした。また、あわせて条文の表現の整理を行っているとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、令和元年8月7日の人事院勧告に伴い、令和2年4月1日から国家公務員の給与が改定されることを受けて、本市においても勧告に準じた所要の改正を行うものであります。

具体的には、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円に、最高支給限度額を1,000円引き上げ2万8,000円にするものであるとの説明を受けました。

委員からは、月額2万3,000円以下を払っている職員の家賃支給の下限が4,000円上がっているが、ここに該当する職員はいるのかなど質疑がなされ、執行部からは、最高支給限度額の1,000円引き上げによる該当者は45名、下限の4,000円引き上げによる該当者はいないとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」、本条例は、太宰府市民図書館の休館日に関する規定をわかりやすくし、関連する字句を整理するとともに、臨時休館及び臨時閉館の際に公示を行うという他の施設にない規定を削るものであるとの説明を受けました。

なお、今回の改正により、休館日及び開館時間が変更されることはなく、臨時休館や臨時閉館を実施する際には、これまで同様にホームページや館内掲示等により利用者への事前周知を図っていくとのことでした。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部



を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第9号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第8、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小畠真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第13号及び議案第14号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」、これは、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、必要な能力の有無を個別審査で判断する規定へ適正化し、所要の手續規定を整備する成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、旧自治省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部が令和元年12月14日に改正された。その要領に基づき、今回市の条例を改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、今回の改正は、市税を初め国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金等に係る督促手数料を廃止するものであり、関係する4条例について一部改正を行うもの。太宰府市では、平成26年4月から納税の利便性を図るためコンビニエンスストアでの納付を導入し、利用者も増加している。しかし、督促手数料徴収の関係から、当初納付書の使用有効期限が短く、期限を過ぎると市役所で再発行が必要という不便さがあった。そこで、今回、近隣市と同様、督促手数料を廃止し、当初納付書の使用有効期限を長くすることで、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るものであるとの説明を受けました。

委員から、督促手数料を廃止することで、納付期限を過ぎても納付しないということを懸念するが、現場の考えは、コンビニエンスストアでの納付状況はなどの質疑がなされ、執行部より、今回の廃止は督促手数料のみであり、納付の促進としては、別途延滞金ということで担保している。コンビニエンスストアでの納付状況は、平成28年度に25%だったものが、平成30年度には27.6%と確実に伸びており、増加傾向にあるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第13号及び議案第14号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(陶山良尚議員) 日程第10、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

執行部から、効果的、効率的な都市公園機能の増進を図るため、意欲ある地域住民が公園の

管理に参画することや、専門的ノウハウのある民間事業者等が公園施設を設置、管理を行うことができるよう、都市公園法第5条第1項の規定に基づく必要な条項を追加するものと説明を受けました。

委員からは、近隣市の公園条例の状況、市内137カ所の公園の中で倉庫が設置されている公園数、施行規則制定のスケジュールについて質疑があり、執行部から、筑紫野市及び大野城市では公園条例に今回の提案と同じ条項が入っている。137カ所の公園のうち、22カ所が倉庫が設置されている。施行規則の制定は、使用料も含めて早急に対応すると考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第15号の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ

これから討論、採決を行います。

議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5 番 笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第15号について反対の立場で討論を行います。

本改正案は、提案理由から明らかだが、都市公園法第5条の意図するところを太宰府市において実現可能とするためのものであり、当然のこととして都市公園法の趣旨を理解、尊重した上で制定され、事務執行されなければならない。法を市独自のローカルルールに変質させてしまうようでは、市民が他市町村の住民に対して恥ずかしい思いをしなければならない。

その都市公園法第5条は、みんなのための公園にある、みんなのための公園施設を、みんなのためになるようにうまく設置、管理できる第三者には、設置や管理を任せられるようにするものである。しかし、市の条例改正意図は、この法の趣旨と真っ向から対立する。これは実質的に、公園の無許可占有を事後的に認めるための条例提案であり、不公正な行政執行によって市民を不平等に扱おうとするものと断ずるほかない。

少なくとも以下の3点に理解不可能、そんたくすら不可能な問題があり、いずれもみんなのための公園の私物化を許す効果をもたらす。

1つ、法が定義する公園施設、これを曲解している。

2つ、同じく法が定める公園施設の設置、管理を許可し得る第三者の要件を無視している。

3つ、現状では無許可に設置されている物置の類いを、公園施設として遡及的に条例による許可対象とすることから生じるであろう法令秩序の混乱への無頓着。

1と2は、市民間の差別的な扱いを意味し、3は行政そのものを矛盾で苦しめることになるだろう。

特定団体の専用物置が公園施設にはなり得ないことは、法令上も常識上も余りにも明らかであり、よって、今回の条例改正提案は、無理解とか無頓着による過誤として説明することはできない。市による意図的な法と条例の悪用と考えるほかない。

条例制定に責任を持ち、行政のチェックを務めとする議会の一員として、提案された条例規定を本市の行政当局に今委ねることはできないと考えます。不公正、不平等を見過ごすことはできないともう一度繰り返し、本条例改正案に対しては反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、歴史スポーツ公園において、2018年3月までが期限切れのため倉庫の撤去という監査委員からの指摘があったにもかかわらず、市や少年ソフトボール団体やグラウンドゴルフ団体の倉庫6台が今なお設置されており、無許可状態のままであることに端を発したものであります。

しかしながら、市内には現在137カ所の公園が存在しており、倉庫全部を撤去するとなると、歴史スポーツ公園を初めそのほかの公園に設置された自治会やグラウンドゴルフ関係者の皆さんにかなり影響が出てまいります。

このたび提案されました条例は、都市公園法の規定に基づく公園施設の設置と管理の許可権限を明確にするために、その一部が改正されるものであります。今後、申請をして倉庫が設置できれば、常に負担なく用具の運び出しや円滑な準備ができ、公式な大会においては便利で容易な設営が可能であります。

スポーツ環境を整え、行政が側面から支えることは、子どもたちの健やかな育成と将来の夢への応援、また高齢者の方々の生きがいがづくりや仲間づくりに大いに寄与できるものと考えます。活発な人的交流により、なお一層の公園活性化につながることを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 反対の立場で討論いたします。

この太宰府市公園条例の一部を改正する条例に関して、まず何より、条例改正の目的と動機に重大な問題があると考えます。これは、今定例会2日目の同議案に対する笠利議員の質疑で明らかになったことです。今まで都市公園法第6条として占用許可が出せなかった物置について、同法第5条の公園施設の運動倉庫とみなして申請をさせ、許可ができるようにするためとの執行部のご回答でありました。これは、今まで占用すら許可ができなかった一部利用者のた

めの物置を、一部の利用者により堂々と設置、管理させるがための改正ということにほかならないと考えます。

特に、同条例の改正部分の適用が想定される歴史スポーツ公園の物置については、平成24年度の行政監査において、物置が無許可で設置されていることが指摘されています。また、平成29年度の行政監査においては、公園管理者から占用許可を受けた社会教育課が、直接の利用者である社会教育団体へ、それも無償で物置の設置を認めていることが指摘されています。さらに、物置の設置については、公園の景観を損なうため好ましくないとの監査委員の所感も添えられています。

これらの再三にわたる監査委員からの指摘に対して、何ら必要な改善措置を講ずることなく、時間だけがむなしく経過して現在に至ります。

そして、ようやく事態が動き出したのが、令和元年6月、9月、12月議会での門田議員の一般質問における当該案件に対する指摘でありました。この間も物置の撤去については遅々として進まなかったわけですが、とりあえず教育部が占用物の所有団体と撤去に向けての協議を進めているとのことでしたので、改善への大きな期待を持って事態の進展を注視していたわけです。

今回、現状の物置の不法占用状態を追認、許可せんがための公園条例の改正案が提案されたのには、正直驚きました。今まで撤去を前提に協議をなさっていたはずではなかったのですか。

以上、現在問題になっている公園の不法占用に関して、真正面からの改善のための取り組みを放棄し、条例の曲解により許可を与えんがための条例改正は、本市の公園管理における公平公正の理念を根底からなし崩しにするものと考え、今回の条例改正に反対いたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論します。

特に原稿をつくっておるわけでもありませんが、討論といいますが、言葉から受ける感じとは違って、ただ単に自分の考えを一方的に言うだけで、特に質疑、回答とかあるわけではないので、一般質問も数回行ってききましたので、問題点と課題、そして今後の方向性、でき得ればというふうなことでお話をさせていただきたいのが、まずこれに関しましては、それぞれ笠利議員、木村議員がしっかり説明していただいたとおりでと思います。問題があるけれども、結果的に反対だということだけれども、私はこれは必要だと。

そもそも上位法というか、都市公園法の中に規定があって、近隣市でもないのはうちぐらいで、遅いぐらいで、これは早くつくっとくべきだった。それによって適正な、ああいうふうな不法、不当な設置が行われないうようなこともできたのじゃないかと思うんですよ。私もいろいろなところで折々、そういうような必要性を訴えたこともあります。

その上で、今回初日に提案の説明がありまして、一般質問を予定しておりました。通告もいたしました。その中でこのことについて、特に第15号議案についてしっかりお聞きしようと思ったところ、中止になった。聞けなかったわけですね。だから今お二人から非常な疑問が出ているわけですよ。

この条例、法律というのは、言葉が命ですよ。これを見る限り、別に特に問題はないと私は思います、普通に見て。ところが、何でこれだけ疑問があるのかということ、やはり信用されてないんですよ。今までやってこれなかったところに持ってきて、こういった事後法、さかのぼるわけじゃないかも、さかのぼったら大変ですよ、これが。とにかく事後法の形でこういうのをつくって、現状を追認するんじゃないのかと、そういう疑問があるから、皆さん疑問に思っているんですよ。たくさんの方からいっぱい電話やらメールをいただくんですよ。おかしいんじゃないかと、何考えているんだと。やることをやらんでから、形だけつくってどうするんだというふうなことを言われています。

その上で、初日の提案理由で、部分だけ言うと、自治会等による公園施設が設置され云々、だから法第5条第1項の規定に云々ということがあっても、施設って何なのかと。いいんですか、こういう言葉使って。施設なのかと。施設だったら公園台帳に載っとるはずでしょう。載っているんですかって本当は聞きたいけれども、討論だから、そこは指摘しておきます。載っているはずでしょう、施設なら。何でこんな言葉を市長が、実際練ったのは現場かもしれないけれども、そういう言葉を使うこと自体、そもそもの姿勢の問題があると思うんですよ。

その上で、今後どうすればいいかという話が、初期化をすることですね。まずはきちんとした初期化、正常な形に一旦は戻すべきだと。その上で、この条例自体は必要なんだから、きちんとした適用をしていくと。先ほど橋本議員が、他の公園百三十何ぼの話しましたが、余にも何か拡張し過ぎというか、無理があると思いますね。全然違う問題だと思う。

今後は透明かつ公平にやっていただきたいと、やっていただくと、当然、そのことを前提に賛成なんだが、そもそもこの多目的広場の利用に関しての問題から、こういうふうな問題が出てきたわけでしょう。そこをよく理解していただきたい。

先日もホームページに市民開放日なる言葉が出とって、非常に混乱というか、苦情等あったと思います。その後、手違いだったということで削除されたようですけれども、そういうふうな姿勢ですよ、姿勢。心というか、思ったことは言葉に出るわけでしょう。そういうふうなことをきっちり改善していただいて、適正な運用をしていただきたい。その上での賛成です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起



立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第11、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとして、2款2項1目総合企画推進費954万円の増額補正について。これは、ふるさと納税の寄附額が予定していた額より増える見込みとなったことから、2月以降の寄附に対する返礼品等の支払いに関する費用であると説明を受けました。

具体的には、クレジットカード払いの寄附によるカード会社への手数料が4万円、返礼品代やふるさと納税サイトへの委託料等として支払われるものが950万円でありました。

これに係る財源として、歳入18款1項1目ふるさと太宰府応援寄附金として1,758万円を計上しているとのことでした。

また、結果として、本年度のふるさと納税の寄附額は2億7,778万円を見込んでいると説明がありました。

委員から、業者は複数あるが、委託料は均等な金額なのかなどの質疑がなされ、執行部より、寄附額に対して何%という金額のため、業者によって異なるなどの回答がありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費1億1,224万円の増額補正及び10款3項1目中学校施設整備費2億9,219万5,000円の増額補正について。これは、国の学校施設環境改善交付金事業に、令和2年度として補助要望をしていた水城西小学校の普通教室棟と太宰府中学校の屋内運動場、いわゆる体育館が、令和元年度での追加補助採択を受けたことに伴い補正計上しているものと説明がありました。

このうち、水城西小学校に係る内訳は、校舎等改造工事費1億945万円、工事に伴う設計監理等委託料279万円とのことでした。また、太宰府中学校の体育館に係る内訳は、校舎等改造

工事費 2億8,847万円、工事に伴う設計監理等委託料372万5,000円とのことでした。

これに関する歳入として、15款 2項 5目教育費国庫補助金に、小学校費補助金として学校施設環境改善交付金2,589万円、中学校費補助金として学校施設環境改善交付金6,549万1,000円をそれぞれ計上し、22款 1項 5目教育債には、小学校債として小学校施設整備事業7,440万円、中学校債として中学校施設整備事業 1億9,450万円をそれぞれ計上しているとのことでした。

また、この校舎大規模改造に伴う繰越明許費として、水城西小学校大規模改造事業 1億1,224万円、太宰府中学校大規模改造事業 2億9,219万5,000円を計上されており、いずれも予算全額を繰り越すことになるとのことでした。

さらに、これに伴い、地方債補正、小学校施設整備事業債の限度額が2,960万円から 1億400万円に、中学校施設整備事業債の限度額が 2億7,410万円から 4億6,860万円にそれぞれ変更となるとの説明がありました。

委員から、水城西小学校については校舎の大規模改修とのことだが、具体的な内容が決まっているのかや、体育館の改修時にはエアコンの整備は検討されているかなど質疑がなされ、執行部からは、水城西小学校については、一番北側校舎の教室のフロアや黒板など教室内部の工事を行い、太宰府中学校については、体育館内部の各設備から外壁、屋根まで大規模な改修工事を行うとの回答があり、また、体育館の空調設備については、いつから整備をするかという具体的な協議が進んでいるわけではないなどの回答がありました。

次に、歳入につきましては、19款 1項 1目財政調整資金繰入金3,486万4,000円について。これは、3月の補正財源の調整として財政調整資金を充てるものであり、令和元年度末の財政調整基金残高は30億725万3,586円となるとの説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論では、熱中症の関係で外に出られないことや、体育館内が暑くて使えないことがあるため、今後学校体育館の工事を進めるに当たっては、さまざまな補助メニューを活用し、空調設備を整備してほしいという賛成討論がありました。

採決の結果、議案第16号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第16号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものといたしましては、歳出2款4項1目の戸籍住民基本台帳費390万8,000円の増額補正について。これは、マイナンバーカード関連事務の委任に係る交付金で、市から地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに支払う負担金であり、1回目の年度当初分は既に支払い済みである。今回は年度末に支払う分の増額補正であり、財源は国庫支出金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、J-LISへの支払いが増えたということは、マイナンバーカードの発行が予定を上回ったのかなどの疑問がなされ、執行部より、国のほうでもマイナンバーカードの取得促進を図っており、国の予算が増えたことも要因と思われるとの回答がなされました。

3款2項3目の教育・保育施設費225万円の増額補正について。これは、現在工事中の小規模保育施設梅の香保育園の改修工事に伴うものであり、国の補助基準が改正され、基準額がかさ上げされたことによる増額計上である。財源としては、国庫支出金に200万円計上しているとの説明を受けました。

次に、歳入の主なものは、令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴う既決予算の繰り入れ変更であり、内容としては、まず10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金5,420万1,000円の減額補正については、9月の補正予算で1億840万3,000円としていたが、半額の5,420万1,000円となったものであり、減額分は県支出金に組みかえているとの説明を受けました。

次に、16款1項1目民生費県負担金、教育・保育給付費負担金1,719万9,000円と施設等利用給付費負担金5,550万2,000円の増額補正については、前に説明した子ども・子育て支援臨時交付金の減額補正の組み替え分であるとの説明を受けました。

委員から、子ども・子育て支援臨時交付金が当初予算額の半分5,420万1,000円になった理由と、それによる一般財源への影響はなどの疑問がなされ、執行部より、国の特例交付金は半額になったが、その分予算が組みかわり、県が補助金として支出する、よって市の持ち出しはほとんどないとの回答がなされました。

第2表繰越明許費については、保育所等整備事業として1件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第16号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致

で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第16号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1,800万円の増額補正について。これは、市内2カ所のため池の耐震調査費として計上するものと説明がありました。また、令和元年11月に国の補正予算の方針が決定したことから、令和元年度農村地域防災減災事業の前倒しの事業採択の依頼があったことが補正の理由であるとあわせて説明がありました。

委員から、ほかのため池について今後の対応はどう考えているか質疑があり、執行部から、財源について研究しながら、危険な箇所を把握できる分については、可能な限り予算を計上して進めていくと考えていると回答がありました。

次に、7款1項4目観光費について。これは、坂本八幡宮氏子会様より指定寄附としていただいた100万円を、市が実施した年末年始の交通安全対策の経費に充当するために計上するものと説明を受けました。

委員から、年末年始の新たな警備態勢の市民の周知状況、またトラブルは起きなかったのかと質疑があり、執行部から、通常の前年末年始の警備態勢に加えて、大宰府政庁周辺で交通規制を初めて導入したため、近隣にお住まいの方、許可証が必要な方からさまざまなご意見が出ている。このことから、来年は準備を前倒しして実施をしていかなければならないと考えていると回答がありました。

その他の補正予算につきましても説明を受け、質疑を行いました。

繰越明許費につきましては、当委員会所管分である6事業の繰越理由の説明を受け、質疑を行いました。

当委員会所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第12、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第17号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、今回の補正は歳入のみであり、1款1項1目の第1号被保険者保険料を1,529万1,000円減額し、同額を7款2項1目の基金繰入金に増額するもの。また、これらについては予算内で増減を行うため、全体としての増減はプラス・マイナス・ゼロであると、補正額の算出資料に沿って説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第17号についての報告を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13から日程第19まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第13、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」から日程第19、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」から議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月26日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、2日目、3月13日に市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明では、我が国の景気の状態は、1月の内閣府月例経済報告によると、緩やかな回復が続くことが期待されるとされており、総務省の令和2年度地方財政対策では、防災・減災対策の推進やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の充実、次世代型行政サー

ビスの推進など、地方公共団体が安定的に財政運営できるよう、地方交付税等の一般財源総額について前年度を上回る額が確保されたことを踏まえ、本市の令和2年度予算は、令和の喜びや効果を市民に還元し、令和発祥の都としてさらに羽ばたくための令和還元予算と位置づけて編成を進めてきたことを表明されました。

歳入では、給与所得の伸びや家屋の新築などから市税の増収を見込み、ふるさと納税のさらなる充実を図り一般財源の確保に努めること、歳出では、子ども・子育て支援の充実、高齢者支援、観光産業や地場産業の育成、文化財の有効活用、市民の安心・安全対策等に重点的に配分を行ったことの説明を受けました。

また、各事業を遂行するに当たっては、国、県等のあらゆる補助メニューを活用し、財源を最大限確保するように努めるとともに、持続可能な財政基盤の構築を目指した事業を展開していくと、方針についても述べられております。

委員会審査におきましては、令和2年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討いただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それでは初めに、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和2年度の一般会計予算総額は250億3,362万円で、前年度予算と比較して6億739万円、2.5%の増額となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

質疑を終え、反対討論及び賛成討論の後、委員会採決の結果、議案第18号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第20号「令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第22号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について審査を終わり、委員会採決の結果、議案第19号から議案第22号まで、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「令和2年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括してご報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第23号及び議案第24号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 令和2年度一般会計予算に対して、反対の立場で討論させていただきます。

昨年10月に消費税が増税されました。総務省の家計調査によれば、増税直後の10月、実質家計消費は前年度同月比マイナス5.1%と、前回の平成14年4月の増税時を上回る落ち込みとなっています。そんな市民生活が厳しくなっている中、令和2年度予算規模は過去最高の250億円が提示をされました。予算特別委員会での質疑、さらに担当課で尋ねるなどさせていただいたことを含め、反対理由について4点述べたいと思います。

1点目は、小学校費におけるものです。今年度計上されていまして給食食材費補助960万円についてです。この費用は、今年度施政方針の中で述べられた子どもたちの健全な成長を最大限サポートすることの一つとして予算組みをされておりました。これは、子育て世帯への支援策の一つになっていたと思っております。これが今回削減となっています。

削減となれば、保護者負担が増えるのではないかとの質問に、現在、学校給食会理事会で検討がされているとの回答をいただきました。給食費の負担が増えることになるのは、容易に想像ができます。今、家計負担を増やすときでしょうか。子育て世帯応援策として、給食費の助成を進める動きが全国的に進んでいる中、逆行しています。

2点目は、保育園の待機児解消対策についてです。昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったこともあり、待機児童が増加する見込みとの資料が提示されました。以前、保育士確



保の対策として提案していました家賃補助助成事業が盛り込まれましたが、それと並行して進めるべき受け皿、保育園の増設自体が増えておりません。

預ける先がなければ、働きに出られません。定員に届いていない届け出保育所、企業主導型保育所との連携、情報交換など積極的に受け入れを増やし、家計の収入増、さらには保育施設を利用することによる無償化の公平化につながるよう対応を要望いたします。

3点目は、各種団体への補助金交付要綱についてです。交付要綱の整備が進んでいません。支出の裏づけとなる根拠を明文化し、全体の見直し、適正化が必要だと考えています。

4点目は、特定地域にお住まいの市民の皆さんへの扶助費、活動団体への支出についてです。施設の利用対象などとあわせて改善が進んでいません。

扶助費である老人医療費、介護サービス費は、本来個人で負担する部分を行政が負担しており、市民は納得していません。79歳以上のご高齢で経済的に厳しく、余裕のない生活を送られる方が増え、生活保護利用者が増加傾向にある中、特定地域のみ特別扱いせず、不平等な施策を解消するために努めていただくことを要望いたします。

他の議員の皆さんにおかれましても、市民の平等性という点からも、いま一度考えて判断をいただきたいと思えます。

以上を反対理由といたします。

最後に、令和2年度市政を進めていく上で申し上げたい点が2点ございます。

1点目は、中学校給食の実施についてです。

議会へ今議会、市民団体より陳情が出されました。この2団体を含め、3団体が市長への面会も申し入れされたと聞いていますが、どの団体とも会われていません。代表質問に、市民との意見交換会、意見聴取を実施していただきたいと要望もいたしましたが、直接話がしたいという市民については、お会いになってお話を聞いていただきたいと思えます。何度も申し上げておりますが、中学校給食実施については、私たち議員としても最重要案件です。誠実な対応を望みます。

もう一点は、小学校に通う車椅子利用のお子さんが校内の移動に制限があるため、エレベーターの設置を望む保護者から、署名3,464筆と要望書が出されておりましたが、それにかかわる予算、設置費用が計上されていません。学校施設整備計画の策定中ということもあり、二重投資になるという可能性もあるとのことで、進んでいないというお話でした。

子どもは日々成長し、体が大きくなり、自己判断で行動していきます。移動の自由を保障するためにも、この計画、スピードを上げて取り組んでいただきたいと思えます。

教育予算について、楠田市長は今年度10%増額していると議会等で述べられてこられました。令和2年度予算では、前年度比8.8%減として、2年前の予算額に後退をしています。年度途中での子育て世代への支援、子どもの成長を保障する予算組みを要望します。

今回の予算は、楠田市長任期4年での折り返し地点での編成となり、市政をどう変化させていくのか市民が注目をしています。今現在、コロナ感染症の影響により、学校休業、施設の閉

鎖で社会全体の閉塞感が広がっています。消費税増税の影響プラス家計の支出は自由に使える余裕が減る中で、さらに追い打ちをかける状況になるのではないかと不安な状況です。

ふるさと納税に取り組みつつ、地場の企業、事業者を元気にし、増収につなげ、足場をかため、自主財源を増やしていく、そして特に若い世代、子どもたちや福祉的支援が必要な市民への細やかな家計応援施策に取り組んでいただきたいと思います。市民は、さすが楠田市長、しがらみなく取り組んでくれていると感じられる市政運営を期待しています。

長くなりましたが、以上をもって討論とさせていただきます。

令和2年度一般会計予算については、同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で思うところを述べます。

総括と構想の一年の令和還元予算ということなのですが、それぞれ必然的に今年やらざるを得ないこと、また行政が常に市民のために行わなければならないことを表現しているものだと受けとめています。

総括と構想の一年ということですが、総括の年ということはおのずと画期的な方針を出すタイミングではないということだと感じています。予算案からそう判断しています。画期は構想と連動して示されることを期待しています。

ただし、コロナウイルスの影響もあり、予定どおりの予算執行が厳しい状況に陥ることも想定しておかなければならないと考えます。厳しい社会環境の中で、何をどう還元していくか、何を選び何を捨てるか、厳しい判断を迫られるかもしれません。この一年の判断の積み重ねが、直ちに総括として受けとめられ、また構想そのものと受けとめられる、そのことを覚悟していただきたいと思います。

楠田市長におかれては、中学校給食や学校や公共施設のあり方、またともに生き、ともに暮らす中でお互いを尊重し合える社会を実現することなど、広く市民とともに将来を見据えていく姿勢を貫いてほしいと思います。

また、次の10年に向けて、職員の方々が充実感と期待感を得られるよう、予算が効率的に執行されてほしいと、そのことを期待すると述べて、賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論します。

今改めて、昨年9月議会、平成30年度決算認定の際の私の賛成討論を振り返りますと、楠田市長が進めておられる徹底した行革と超成長戦略で財政再建の取り組みについては、私も大賛成であり、その徹底した行革と選択と集中についての具体的な取り組みを令和2年度の予算に反映させていただきたい、本市行革の核心部分に切り込んでいただきたいと思いますところですので。

そして今回、令和還元予算と銘打たれた令和2年度予算については、平成30年度決算認定における反省、課題を念頭に審査を行いました。残念ながら徹底した行革と選択と集中の新たな形を見出すことはできませんでした。しかしながら、楠田市政の政策の柱の一つであります徹底した行革と選択と集中は、必ずやどこかに隠れている、織り込まれているものと願っております。

さて、令和2年度予算で我々が何より配慮すべきは歳入ではないでしょうか。本予算では、市税の増収とふるさと納税の伸びを見込んでいますが、予算編成後の新型コロナウイルスに伴う社会情勢の劇的な変化により、現段階では予測が難しいものの、厳しい状況を覚悟すべきと考えます。

そして、歳出であります。今の段階から、非常時の選択と集中に向けての具体的な事業仕分けの準備を始めるべきかもしれません。恐らく誰もが経験したことのないこれからの状況に対して、想定の上でお話すること自体、どれほど意味があることなのか、私自身も全くのところ確信も実感もないわけですが、あえて触れさせていただきました。

楠田市長におかれましては、非常事態の予算対応のシミュレーションを既にお考えなのではないですか。その際にも徹底した行革と選択と集中の理念をしっかりと貫いていただきたいと考えます。

以上、これから本市を待ち受ける想定を超えるであろう情勢の変化に対して、考え得る限りの周到な準備と臨機かつ柔軟な対応をお願いして、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第19号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時08分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第20号「令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第21号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第22号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第23号「令和2年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第25号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第20、議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆さん、改めましておはようございます。

冒頭、まず申し上げます。

今議会は、新型コロナウイルス対策のため、議会側のご配慮によりまして日程を簡略化いただき、誠にありがとうございます。

おかげさまでこの間、市を挙げて対策に取り組むことができました。今後も感染拡大防止や経済対策など、対策に万全を期してまいります。

さて、令和2年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日もご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,322万6,000円増額し、予算総額を266億6,111万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、総理要請に基づく新型コロナウイルス感染の拡大防止対策により、小学校、中学校を臨時休業措置といたしましたことに対し、子どもの居場所を確保するために、急遽学童保育所の受け入れ時間を延長いただいたことに伴う指定管理料の追加費用を計上させていただいております。なお、この費用は国より全額補償されることとなっております。

その他といたしまして、元気づくりポイント事業におきまして、ポイント事業の交換者数が当初見込みから大幅に増加の見込みであることから、健康づくり奨励品に係る費用を追加計上させていただいております。

あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により、年度内での完了が困難な事業につきまして、繰越明許費の追加を4件補正計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後も積極的、機動的な新型コロナウイルス対策を実行するに伴い、基金の活用なども含め、こうした財政措置やさまざまな案件をご提案することもあるかと思いますが、どうぞ議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 賛成の立場で討論をいたします。

まず、一連の新型コロナウイルス対策に、市長の陣頭指揮のもと、いち早く対策本部を設置され、全庁を挙げて市民の安全・安心のためにご尽力いただいておりますこと、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

特に、小・中学校の臨時休校に伴い、所管課である学校教育課、また保育児童課は迅速に午前中からの預かり態勢を整えていただきまして、本当にありがとうございます。ひとり親世帯の方々から特に助かりますと、また多くのありがとうございます、よろしくお伝えくださいというお声をいただき、代弁させていただきまして、今回のこの提案についての賛成討論とさせていただきます。

今後もどうか国の特例措置を広く活用されて、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第21、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第1号「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」についての審査内容、結果を報告いたします。

協議では意見はなく、討論では、この法案は、観光大国としての地位確立を目指すためのものであり、地域経済の発展と雇用拡大という経済活性化が期待できる。また、ギャンブル依存症が懸念されているが、日本の場合は週3回、月10回まで、顔認証のチェックと本人確認のマイナンバーカード提示という入場制限つきの対策がなされている。国、カジノ管理委員会、自治体等が慎重に規制等を検討し施行できる体制となっていることは明白であるとの反対討論が3件あり、賛成討論はありませんでした。

採決の結果、賛成委員はなく、意見書第1号は否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」について、反対の討論を申し上げます。

国としては、諸外国に負けたくない国際的な国にしたいという思いで、この中でいろいろな形で規制をかけながら進めていると思われれます。2016年、平成28年にIR推進法が成立、2018年4月にはIR実施法案が閣議決定され、同年7月に成立しました。ただ、カジノに対する法律の整備がいまだまだ進められている状態でありますので、今の段階で意見書を出すのはいかがなものかと思い、この意見書に対しては反対意見といたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 意見書第1号「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」について、賛成の立場で討論に参加します。

カジノ法案から3つの問題点が懸念されています。1点目は、ギャンブル依存症の増加です。日本では既に、パチンコ、パチスロ等によるギャンブル依存症が蔓延していると言われており、日本でギャンブル依存症の疑いにある状態になったことがある人は3.6%、人数に換算すると約320万人になると言われています。



2点目は、マネーロンダリングの増加です。マネーロンダリングとは、違法な手段で得た資金の出所をわからなくさせ、正当な方法で得た資金に見せかけるという犯罪行為です。カジノは古くから、マネーロンダリングの場として利用されてきました。

3点目は、治安の悪化です。カジノで日々大金が動くことや、外国人観光客を初め多くの人が集まること、その他のさまざまな問題点が重なることで犯罪が起りやすくなり、治安が悪化するのではないかと問題視する声が多数あります。

このような多くの課題がある法案を担当した内閣副大臣、国交省副大臣を務めた国会議員が、2019年12月、収賄容疑で逮捕されました。

このような議員が決めたIR法案で特に問題とされているのは、特定金融業務という項目が追加されたことです。特定金融業務とは、カジノ事業者が管理する口座に預託金を積んだ人には、お金を無利子で幾らでも貸し付けられます。しかし、返済期間は2カ月以内で、それを支払えなかったら、14.6%の遅延損害金をつけて回収業者に回収させてよいというものです。しかも、銀行法の規定は適用されません。回収業者はあらゆる手段で回収し、暴力団の資金源になることが予想されます。このようなリスクの高いあやふやな条文があるIR実施法は廃止しなければ、国民生活を壊すこととなります。

横浜市民の方々の猛烈な反対は、私は理解できます。もし本市にもこのようなカジノができることになったとき、太宰府市民の方は賛成するでしょうか。この法案を廃止することは、国民生活を守ることにつながることは間違いのないことを申し上げ、賛成討論とします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

1 番柳原莊一郎議員。

○1 番（柳原莊一郎議員） 意見書に反対の立場です。

IR法は、国際競争力の高い統合型リゾートを国内に設置することで、多くの訪日外国人旅行者の獲得を目指す成長戦略であります。その結果、国の財政力強化と地方への経済波及、雇用の拡大などが図られることを目的としています。

一方で、カジノ施設の設置が含まれることで、特有の課題があることも指摘されており、その中にギャンブル依存症増加への懸念などがあります。

これに対して、依存症対策のための基本法の成立のほか、国内利用者の入場に対しては、諸外国などと比較しても極めて高水準の制限を設けるなど、対策が図られています。

また、近く発表される予定のIR設置に向けた基本方針では、計画策定者である自治体や事業者に対し、カジノによる有害な影響の排除を評価項目に盛り込むなど、その他の課題とあわせて対策を強めています。

以上のように、本来の目的に即し、必要な対策が今後も政府において図られていくことから、当議会においてIR法の廃止要求は不要であるとの考えであり、本意見に対しては反対をいたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 意見書第 1 号「I R 推進法及び I R 整備法の廃止を求める意見書」について、賛成の立場で意見を述べます。

私は、公営ギャンブルのある町と基地のある町に挟まれた自治体に生まれ育っています。大きなお金が落ちる町の存在は、自治体間の格差を生むと同時に、社会にひずみをもたらすことを見聞きして育ってきました。

統合型リゾートは、世界的または国内的な富の偏在を前提とするとともに、格差とひずみの連鎖を帰結すると考えています。格差の解消のほうがむしろ問題だというときに、日本が本当に目を向けなければならない問題から目をそらさせる役割を果たすとも考えます。

ギャンブルを経済の柱のように考えることにも抵抗を持っています。統合リゾートがカジノとイコールでないことは承知していますが、カジノをどう扱うかが大きな問題点となっていることは否めません。経営者からすれば確実にもうかるカジノも、したがって国ももうかるということになるのでしょうか、客からすればばくち以外の何物でもありません。ばくちに負けても困らないような人たちからは、しっかりと税金を取るほうがよい、そう考えます。

これは一国民としての見解ですが、意見書には賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） いろいろ考えていたんですが、実は私、保護司をもう長いことやっておりまして、17 年ぐらいもうやっているんですが、さまざまな対象者をいろいろかかわってきたわけですけれども、このギャンブル依存症、どこからが依存症かということは昔から曖昧なんです、端的に申しまして、本人も家庭も破滅すると。特に子どもが大変な状況に置かれると、その生育というものが、もうほとんど見るにたえないようなものを幾つも見つけております。

先ほど来、いろいろ制限をするであるとかおっしゃいますけれども、同時に国の財政に寄与するようなことも言われていると。つまり、もうけながら制限するって、何かどうも矛盾しているようなところがあるのと、実は社会の中で、反社会あるいは犯罪組織というものはさまざまな工夫をもっとするんですよ。そういったものの中で、そううまくいくことはないと思う。みんなが幸せになることは私はないと思うんですわ。やはりばくちはばくちです。

以上で意見書には賛成です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第 1 号に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決いたします。

意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(陶山良尚議員) 少数起立です。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について

○議長(陶山良尚議員) 日程第22、「太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会災害対応調査特別委員会委員長 徳永洋介議員。

[4番 徳永洋介議員 登壇]

○4番(徳永洋介議員) 太宰府市議会災害対応調査特別委員会の調査研究につきまして、最終報告をいたします。

本特別委員会は、令和元年6月定例会において、市内において大規模災害が発生した場合における議会及び議員の対応に関することを明確にし、迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に寄与するため、構成委員6人で設置されました。

昨年12月の中間報告の際に申し上げましたが、ここ数年、豪雨の際には太宰府市災害対策本部が数日間にわたって設置され、関係者の負担が長期にわたっている状況にあります。

そこで当委員会では、市議会、そして議員が災害時に執行部の一助となる適切な行動を明らかにするため、まず全国市議会議長会の配信映像を視聴し、豪雨で甚大な被害を受けた地域の議員が、住民からの情報、要望等を災害対策本部へ直接連絡することで混乱が生じたという事例等を学び、議員の行動のあり方について、委員内の意識の統一を図るとともに、平成15年の豪雨災害を経験した委員の話聞くなど、本特別委員会の役割を再認識しました。

さらには、熊本市で開催された研修会へ委員全員で参加し、熊本地震を経験された自治体の状況や反省点を学びました。

また、非常事態の行動指針等について他の市議会の内容を比較するなど、作業部会を11回、特別委員会を7回開催し、調査研究を重ね、このたび災害時の議会及び議員の対応に関することについて、議員と議会事務局の行動のあり方を定める太宰府市議会災害対策対応指針、太宰府市議会災害対策会議要綱及び太宰府市議会BCP(業務継続計画)の3つを作成いたしました。

これより作成しました3つの内容を抜粋してご報告することで、最終報告にかえさせていただきます。

1つ目の太宰府市議会災害対策対応指針では、地震等の大規模災害時における議会の対応について、太宰府市災害対策本部が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう、大局的な

見地から必要な協力、支援を行うことと、国、県、関係機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすることなど、3点を基本方針として決めました。

また、災害時の対応の基本方針としては、議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする、特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員は、緊急の場合を除き、太宰府市議会災害対策会議を経由して情報等の共有を行うなど、4点について明文化しました。

2つ目の太宰府市議会災害対策会議要綱では、指針で定めた太宰府市議会災害対策会議について、議長は、太宰府市議会災害対策本部が設置されたときは、速やかに災害対策会議を設置するとし、所掌事務を初め組織など、全10条にわたり明文化しました。

そのうち第5条の運営体制では、状況に応じて1次から3次体制を整備、構築し、明確な基準のもとに組織的に行動するものとする定め、第7条の議員の役割では、必要に応じて、被災地、避難場所等において情報収集を行い、災害対策会議へ報告することなど、災害時における議員の活動について明らかにしました。

また、第8条では、災害対策会議の解散について、災害発生時の応急対策から復旧・復興体制へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められる場合、災害対策会議に諮り、これを解散すると決めました。

3つ目の太宰府市議会BCP（業務継続計画）では、非常時に市議会の役割を果たすべく、災害時の議会、議員及び議会事務局の役割を初め災害の状況や時間経過に伴う議会の体制、議員と事務局職員の行動基準、環境整備及び計画の運用のほか、太宰府市議会防災会議を常設の機関とすることで、平常時においても研修や情報伝達訓練を議会で取り組むことなどを盛り込みました。

今後、市議会は、太宰府市議会災害対策対応指針、太宰府市議会災害対策会議要綱及び太宰府市議会BCP（業務継続計画）に基づき、市への協力、支援に努めてまいります。

なお、これらにつきましては、後日、市議会ホームページに掲載予定でありますことを申し添えます。

以上をもちまして太宰府市議会災害対応調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（陶山良尚議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、太宰府市議会会議規則第

110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年5月21日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 船 越 隆 之

会議録署名議員 徳 永 洋 介